

資料 2 - 7

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	DB08 r. 13. 1
提出年月日	令和5年12月13日

泊発電所 3 号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)

第8条 火災による損傷の防止

令和5年12月
北海道電力株式会社

第8条：火災による損傷の防止

<目次>

1. 基本事項

- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性
 - (1) 位置, 構造及び設備
 - (2) 安全設計方針
 - (3) 適合性説明
- 1.3 気象等
- 1.4 設備等（手順書含む）

2. 火災による損傷の防止

別添 1

泊発電所 3号炉 火災防護について

3. 運用, 手順能力説明資料

別添 2

泊発電所 3号炉 運用, 手順説明資料 火災による損傷の防止

4. 現場確認プロセス

別添 3

泊発電所 3号炉 火災防護に係る等価時間算出プロセスについて

<概要>

1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。
2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。
3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。
4. において、設計にあたって実施する各評価に必要な入力条件等の設定を行うため、設備等の設置状況を現場にて確認した内容について整理する。

1. 基本事項

1.1 要求事項の整理

火災による損傷の防止について、設置許可基準規則第8条及び技術基準規則第11条において、追加要求事項を明確化する。(表1)

表1 設置許可基準規則第8条及び技術基準規則第11条 要求事項

設置許可基準規則 第8条(火災による損傷の防止)	技術基準規則 第11条(火災による損傷の防止)	備考
設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の発生を防ぐことができる。しかし、かつ、早期に火災発生を感じする設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	<p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれるよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 火災の発生を防ぐため、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。</p> <p>ロ 安全施設(設置許可基準規則第二条第二項第八号に規定する安全施設をいう。以下同じ。)には、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 安全施設に使用する材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合</p> <p>(2) 安全施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、安全施設における火災に起因して他の安全施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合</p> <p>ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。</p>	追加要求事項

設置許可基準規則 第 8 条(火災による損傷の防止)	技術基準規則 第 11 条(火災による損傷の防止)	備考
ニ 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備においては、水素の燃焼が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう施設すること。 ホ 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講ずること。 ニ 火災の感知及び消火のため、次に掲げるとこころにより、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び早期に消火を行う設備(以下「消火設備」という。)を施設すること。 イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その機能が損なわれることがないこと。	2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させたための機能を損なわないものでなければならない。	口 消火設備にあっては、その損壊、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性が損なわれることがないこと。
	三 火災の影響を軽減するため、耐火性能を有する壁の設置その他の延焼を防止するための措置その他の発電用原子炉施設の火災により発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようにするための措置を講ずること。	変更なし (ただし、防火壁及びその他の措置を明確化)

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

ロ. 発電用原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本の方針の基に安全設計を行う。

a. 設計基準対象施設

(c) 火災による損傷の防止

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。

設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

【別添1-資料1(2.1.)】

(c-1) 基本事項

(c-1-1) 火災区域及び火災区画の設定

建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「ロ. (3) (i)

a. (c-1-2) 火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出」に示す安全機能を有する構築物、系統及び機器の配置も考慮して設定する。

建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井及び床により隣接する他の火災区域と分離するよう設定する。

屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「ロ. (3) (i) a.

(c-1-2) 火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出」に示す安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。

また、火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応じて分割して設定する。

【別添1-資料1(2.1.), 資料3】

(c-1-2) 火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出

発電用原子炉施設は、火災によりその安全性が損なわれることがないように、適切な火災

防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として設計基準対象施設を設定する。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための構築物、系統及び機器を抽出し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。抽出した構築物、系統及び機器を「安全機能を有する構築物、系統及び機器」という。

なお、上記に含まれない構築物、系統及び機器は、「消防法」、「建築基準法」、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 1.)】

(c-1-3) 火災防護計画

発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。

火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。

重大事故等対処施設については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。

その他の発電用原子炉施設については、「消防法」、「建築基準法」、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。

外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。

【別添 1-資料 1(2. 1.)】

(c-2) 火災発生防止

(c-2-1) 火災の発生防止対策

火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。

なお、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策は、水素や酸素の濃度が高い状態で滞留及び蓄積することを防止する設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 1. 1.)】

(c-2-2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、主要な構造材、ケーブル、チャコールフィルタを除く換気空調設備のフィルタ、保温材及び建屋内装材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。また、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料若しくは難燃性材料と同等以上の性能を有するものを使用する設計又は当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な不燃性材料若しくは難燃性材料と同等以上の性能を有するものの使用が技術上困難な場合には、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、核計装用ケーブルのように実証試験により延焼性を確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計又は当該ケーブルの火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

また、建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.2)】

(c-2-3) 自然現象による火災の発生防止

泊発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象として、地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。

これらの自然現象のうち、火災を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とともに、「設置許可基準規則」第四条に示す要求を満足するよう、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.3)】

(c-3) 火災の感知及び消火

火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。火災感知設備及び消火設備は、「ロ. (3)(i)a. (c-2-3) 自然現象による火災の発生防止」で抽出

した自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。

火災感知設備及び消火設備については、設けられた火災区域及び火災区画に設置された安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。

また、消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2)】

(c-3-1) 火災感知設備

火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を選定し、固有の信号を発する異なる感知方式を組み合わせて設置する設計とする。火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能なように電源確保を行い、中央制御室で常時監視できる設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

(c-3-2) 消火設備

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画で、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置して消火を行う設計とともに、全域ガス消火設備を設置する場合は、作動前に職員等の退出ができるよう警報を発する設計とする。

また、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、選択弁等の動的機器の单一故障も考慮し、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。

消防用水供給系は、2時間の最大放水量を確保し、飲料水系等と共に用する場合は隔離弁を設置し消火を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。また、屋内、屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。

消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出された場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。

消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響、流出流体等による二次的影響を受けず、安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないよう設置し、外部電源喪失時の電源確保を図るとともに、中央制御室に故障警報を発する設計とする。また、防火ダンパを設け煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさない設計とする。

なお、消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

(c-4) 火災の影響軽減

火災の影響軽減については、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、以下の対策を講じる設計とする。原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁、天井、床により他の火災区域と分離する設計とする。また、互いに相違する系列間の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル並びにこれらに関連する非安全系ケーブルは、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離された設計又は互いに相違する系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。

ただし、火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、中央制御盤（安全系コンソール）に関しては、安全系FDPの離隔等による分離対策、煙検出装置の設置、常駐する運転員による消火活動等により、上記設計と同等な設計とする。フロアケーブルダクトに関しては、3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離する設計とする。

また、原子炉格納容器内の機器には難燃ケーブルを使用する設計とし、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、延焼を抑制する距離の確保、金属製の電線管等の使用等により火災の影響軽減対策を行う設計とする。また、固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知設備を設ける設計とし、消防要員による早期の手動消火活動、多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備の手動操作等により、上記設計と同等な設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1)】

(c-5) 火災影響評価

設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とし、火災影響評価にて確認する。

また、発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、それらに対処するために必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とし、火災影響評価にて確認する。

【別添1-資料1(2.1.3.2)】

(c-6) その他

「口. (3)(i)a. (c-2) 火災発生防止」から「口. (3)(i)a. (c-5) 火災影響評価」のほか、安全機能を有する構築物、系統及び機器のそれぞれの特徴を考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

【別添1-資料1(2.2)】

ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

(3) その他の主要な事項

(i) 火災防護設備

a. 設計基準対象施設

火災防護設備は、火災区域及び火災区画を考慮し、火災感知、消火又は火災の影響軽減の機能を有するものとする。

火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる感知方式の感知器を設置する。また、中央制御室で常時監視可能な火災受信機盤を設置する。

消火設備は、破損、誤作動又は誤操作により、安全機能を有する構築物、系統及び機器（「ロ. (3)(i)a. (c-1-2) 火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物、系統及び機器の抽出」と同じ）の安全機能を損なわない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、全域ガス消火設備を設置する。

火災の影響軽減の機能を有するものとして、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画の火災による影響を軽減するため、火災耐久試験で確認された3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は1時間以上の耐火能力を有する隔壁等を設置する。

【別添1-資料1(2.1.1)】

【別添1-資料1(2.1.2)】

【別添1-資料1(2.1.3)】

(2) 安全設計方針

1. 6 火災防護に関する基本方針

1. 6. 1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針

1. 6. 1. 1 基本事項

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。

設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じる設計とするための基本事項を、以下の「1. 6. 1. 1(1)火災区域及び火災区画の設定」から「1. 6. 1. 1(6)火災防護計画」に示す。

【別添 1-資料 1(2. 1)】

(1) 火災区域及び火災区画の設定

原子炉建屋、原子炉補助建屋、循環水ポンプ建屋、ディーゼル発電機建屋、固体廃棄物貯蔵庫、放射性廃棄物処理建屋及びペイラ室の火災区域は、耐火壁に囲まれ、他の区域と分離されている区域を、「(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器の配置も考慮し、火災区域として設定する。

火災の影響軽減の対策が必要な、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパ）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。

また、屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器」において選定する機器を設置する区域を、火災区域として設定する。

また、火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等、機器の配置状況に応じて分割して設定する。

【別添 1-資料 1(2. 1), 資料 3】

(2) 安全機能を有する構築物、系統及び機器

発電用原子炉施設は、火災によりその安全性を損なわないよう、安全重要度分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器に対して、適切な火災防護対策を講じる設計とする。

火災防護対策を講じる対象は、重要度分類のクラス1、クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。

その上で、上記構築物、系統及び機器の中から原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を抽出し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

その他の設計基準対象施設は、「消防法」、「建築基準法」、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。

【別添1-資料1(2.1.)】

(3) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器

設計基準対象施設のうち、重要度分類に基づき、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物、系統及び機器を「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器」として選定する。

- ① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能
- ② 過剰反応度の印加防止機能
- ③ 炉心形状の維持機能
- ④ 原子炉の緊急停止機能
- ⑤ 未臨界維持機能
- ⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能
- ⑦ 原子炉停止後の除熱機能
- ⑧ 炉心冷却機能
- ⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能
- ⑩ 安全上特に重要な関連機能
- ⑪ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能
- ⑫ 事故時のプラント状態の把握機能
- ⑬ 異常状態の緩和機能
- ⑭ 制御室外からの安全停止機能

【別添1-資料1(2.1.)、資料2】

(4) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器

設計基準対象施設のうち、重要度分類に基づき、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な以下の構築物、系統及び機器を、「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器」として選定する。

- ① 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能
- ② 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能
- ③ 燃料プール水の補給機能
- ④ 放射性物質放出の防止機能
- ⑤ 放射性物質の貯蔵機能

【別添 1-資料 1(2. 1.)】

(5) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル

(2)から(4)にて抽出された設備を発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルとして選定する。

選定した火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては、各設備の重要度並びに環境条件に応じて火災防護対策を講じる設計とする。

(6) 火災防護計画

発電用原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守点検及び火災情報の共有、火災防護を適切に実施するための対策並びに火災発生時の対応といった火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器については、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を行うことについて定める。

重大事故等対処施設については、火災の発生防止、並びに火災の早期感知及び消火を行うことについて定める。

その他の発電用原子炉施設については、「消防法」、「建築基準法」、日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うことについて定める。

外部火災については、安全施設を外部火災から防護するための運用等について定める。

【別添 1-資料 1(2. 1.)】

1. 6. 1. 2 火災発生防止に係る設計方針

1. 6. 1. 2. 1 火災発生防止対策

発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する換気及び漏えい検出対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。

具体的な設計を「1. 6. 1. 2. 1 (1) 発火性又は引火性物質」から「1. 6. 1. 2. 1 (6) 過電流による過熱防止対策」に示す。

【別添 1-資料 1(2. 1. 1.)】

(1) 発火性又は引火性物質

発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災の発生防止対策を講じる設計とする。

ここでいう発火性又は引火性物質としては、「消防法」で定められる危険物のうち「潤滑油」及び「燃料油」、「高圧ガス保安法」で高圧ガスとして定められる水素、窒素、液化炭酸ガス、空調用冷媒等のうち、可燃性である「水素」を対象とする。

【別添 1-資料 1(2. 1. 1. 1.)】

a. 漏えいの防止、拡大防止

火災区域に対する漏えいの防止対策、拡大防止対策の設計について以下を考慮した設計とする。

(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用により漏えいの防止対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。

(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備は、溶接構造等による水素の漏えいを防止する設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 1. 1. 1. 1.)】

b. 配置上の考慮

火災区域に対する配置について、以下を考慮した設計とする。

(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置及び離隔による配置上の考慮を行う設計とする。

(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよう、発火性又は引火性物質である水素を内包する設備と発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器は、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.1.)】

c. 換気

火災区域に対する換気について、以下の設計とする。

(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域を有する建屋等は、火災の発生を防止するために、補助建屋給気ファン、補助建屋排気ファン等の換気空調設備による機械換気を行う設計とする。また、屋外開放の火災区域（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）及び循環水ポンプ建屋については、自然換気を行う設計とする。

(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備である蓄電池、气体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、並びに水素混合ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画は、火災の発生を防止するために、以下に示すとおり、非常用電源又は常用電源から給電される給気ファン及び排気ファンによる機械換気により換気を行う設計とする。

i. 蓄電池

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、機械換気を行うことによって、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。蓄電池を設置する火災区域又は火災区画の換気空調設備は、非常用電源から給電される給気ファン及び排気ファンによる機械換気を行う設計とする。

ii. 气体廃棄物処理設備

气体廃棄物処理設備を設置する火災区域又は火災区画は、常用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことによって、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

iii. 体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁

体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁を設置する火災区域又は火災区画は、常用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことによって、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

iv. 水素混合ガスボンベ

自動ガス分析器校正用水素混合ガスボンベを作業時のみ持ち込み校正作業を行う火災区域又は火災区画は、常用電源から給電される補助建屋給気ファン及び補助建屋排気ファンによる機械換気を行うことによって、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、水素濃度が燃焼限界濃度以下の雰囲気となるように給気ファン及び排気ファンで換気されるが、給気ファン及び排気ファンは多重化して設置する設計とするため、動的機器の单一故障を想定しても換気は可能である。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

d. 防爆

火災区域に対する防爆について、以下の設計とする。

(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、「1.6.1.2.1(1)a.漏えいの防止、拡大防止」に示すように、溶接構造、シール構造の採用による潤滑油又は燃料油の漏えい防止対策を講じる設計とともに、万一、漏えいした場合を考慮し堰等を設置することで、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とする。

なお、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点は発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性の蒸気となることはない。

また、燃料油である軽油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、軽油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、非常用電源より給電する耐震Cクラスの換気設備で換気していることから、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。

(b) 発火性又は引火性物質である水素を内包する設備

火災区域内に設置する発火性又は引火性物質である水素を内包する設備は、「1.6.1.2.1(1)c.換気」で示すように、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計するとともに、以下に示す溶接構造等により水素の漏えいを防止する設計とする。

・ 気体廃棄物処理設備

気体廃棄物処理設備の配管等は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造と

し、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮しへローズ弁等を用いる設計とする。

・体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁

体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は雰囲気への水素の漏えいを考慮した溶接構造を基本とし、弁グランド部から雰囲気への水素漏えいの可能性のある弁は、雰囲気への水素の漏えいを考慮しへローズ弁等を用いる設計とする。

・水素混合ガスボンベ

「1.6.1.2.1(1)e.貯蔵」に示す水素混合ガスボンベは、ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とする。

以上の設計により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とはならないため、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品を防爆型とせず、防爆を目的とした電気設備の接地も必要としない設計とする。

なお、電気設備の必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条、第十一に基づく接地を施す設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

e. 貯蔵

火災区域に設置される発火性又は引火性物質を内包する貯蔵機器については、以下の設計とする。

貯蔵機器とは供給設備へ補給するために設置する機器のことであり、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域内における、発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油の貯蔵機器としては、ディーゼル発電設備の燃料油サービスタンク及びディーゼル発電機燃料油貯油槽がある。

燃料油サービスタンクについては、各燃料油サービスタンクに対応したディーゼル発電機を8時間連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、1系列（1系列につき2基）あたりディーゼル発電機1台を7日間連続運転するために必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域内における、発火性又は引火性物質である水素の貯蔵機器としては、自動ガス分析器の校正に用いる水素混合ガスボンベがあるが、ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とすることで、火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

(2) 可燃性の蒸気又は微粉の対策

火災区域に対する可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策については、以下の設計とする。

発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備は、「1.6.1.2.1(1)d. 防爆」に示すように、可燃性の蒸気が発生するおそれはない。

また、火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気により滞留を防止する設計とする。

さらに、火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のような「可燃性の微粉を発生する設備」を設置しない設計とする。

以上の設計により、火災区域には可燃性の蒸気又は微粉を高所に排出するための設備を設置する必要はなく、電気・計装品も防爆型とする必要はない。

また、火災区域には金属粉や布による研磨機のように静電気が溜まるおそれがある設備を設置しない設計とする。

なお、火災区域内で電気設備が必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第十条、第十一条に基づく接地を施しており、静電気が溜まるおそれはない。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

(3) 発火源への対策

発電用原子炉施設には、設備を金属製の筐体内に収納する等の対策を行い、設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置しない設計とする。

また、発電用原子炉施設には高温となる設備があるが、高温部分を保温材で覆うことにより、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

(4) 水素対策

火災区域に対する水素対策については、以下の設計とする。

発火性又は引火性物質である水素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区域は、「1.6.1.2.1(1)a. 漏えいの防止、拡大防止」に示すように、発火性又は引火性物質である水素を内包する設備を溶接構造等とすることにより雰囲気への水素の漏えいを防止するとともに、「1.6.1.2.1(1)c. 換気」に示すように、機械換気を行うことによって水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。

体積制御タンクを設置する火災区域又は火災区画は、通常運転中において体積制御タンクの気相部に水素を封入することを考慮して、水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の1/4以下の濃度にて、中央制御室に警報を発する設計とする。

蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、充電時において蓄電池から水素が発生するおそれがあることから、当該火災区域又は火災区画に可燃物を持ち込まないこととする。また、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素の燃焼限界濃度である4 vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室に警報を発報する設計とする。

また、以下の設備については水素濃度検出器とは別の方法にて水素の漏えいを管理している。

気体廃棄物処理設備は、設備内の水素濃度に関係なく爆発性雰囲気を生成しない酸素濃度以下となるように設計するが、設備内の酸素濃度については酸素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計とし、酸素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。

水素混合ガスボンベを校正作業時のみ持ち込みを行う火災区域又は火災区画は、ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とし、「1.6.1.2.1(1)c. 換気」に示す機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

(5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策

放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区画における、水素の蓄積防止対策としては、加圧器以外の1次冷却材系は高圧水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。

蓄電池により発生する水素の蓄積防止対策としては、蓄電池を設置する火災区域又は火災区画は、「1.6.1.2.1(4)水素対策」に示すように、機械換気を行うことによって水素濃度が燃焼限界濃度以下となるように設計する。

【別添1-資料1(2.1.1.1.)】

(6) 過電流による過熱防止対策

発電用原子炉施設内の電気系統の過電流による過熱の防止対策は、以下の設計とする。

電気系統は、送電線への落雷等外部からの影響や、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱や焼損を防止するために、保護継電器、遮断器により故障回路を早期に遮断する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.1.)】

1.6.1.2.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対しては、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は以下のいずれかの設計とする。

- ・不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計とする。
- ・構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合には、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.2.)】

(1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。

また、内部溢水対策で使用している止水剤、止水パッキンについては、難燃性のものを使用する設計とする。

ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎にさらされることはなく、これにより他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生するおそれはないことから不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。また、金属に覆われたポンプ、弁等の駆動部の潤滑油及び金属に覆われた機器軸内部に設置される電気配線は、発火した場合でも他の安全機能を有する構築物、系統及び機器に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.2.)】

(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油等の内包

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、屋内の変圧器及び遮断器は可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.2.)】

(3) 難燃ケーブルの使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用するケーブルには、実証試験により自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び延焼性（IEEE383 垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。

ただし、核計装用ケーブルは、微弱電流又は微弱パルスを扱うため、耐ノイズ性を確保するために高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする。放射線監視設備用ケーブルについても、放射線検出のためには微弱電流又は微弱パルスを扱う必要があり、核計装用ケーブルと同様に耐ノイズ性を確保するため、絶縁体に誘電率の低い架橋ポリエチレンを使用することで高い絶縁抵抗を有する同軸ケーブルを使用する設計とする。

これらのケーブルは、自己消火性を確認するUL 垂直燃焼試験は満足するが、延焼性を確認する IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の要求を満足することが困難である。

このため、核計装用ケーブル及び放射線監視設備用ケーブルは、火災を想定した場合にも延焼が発生しないよう、チャンネルごとに専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、電線管外部からの酸素供給防止を目的とし、耐火性を有するシール材による処置を行う設計とする。

耐火性を有するシール材を処置した電線管内は外気から容易に酸素の供給がない閉塞した状態であるため、核計装用ケーブル及び放射線監視設備用ケーブルに火災が発生してもケーブルの燃焼に必要な酸素が不足し、燃焼の維持ができなくなるので、すぐに自己消火し、ケーブルは延焼しない。

このため、チャンネルごとに専用電線管で収納し、耐火性を有するシール材により酸素の供給防止を講じた核計装用ケーブル及び放射線監視設備用ケーブルは、IEEE383 垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足するケーブルと同等以上の延焼防止性能を有する。

【別添 1-資料 1(2.1.1.2.)】

(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「JACA No. 11A-2003（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会））」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.2.)】

(5) 保温材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する保温材は、ロックウール、ケイ酸カルシウム、金属等、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの、又は「建築基準法」で不燃材料として認められたものを使用する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.2.)】

(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する建屋の内装材は、石膏ボード等、「建築基準法」で不燃材料として認められたもの又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。

また、中央制御室の床のカーペットは、「消防法施行規則」第四条の三に基づき、第三者機関において防炎物品の試験を実施し、防炎性能を有することを確認した材料を使用する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.2.)】

1.6.1.2.3 自然現象による火災の発生防止

泊発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。

これら自然現象のうち、津波、森林火災、竜巻（風（台風）含む。）及び地滑りについては、それぞれの現象に対して、発電用原子炉施設の安全機能が損なわれないように防護することで、火災の発生を防止する設計とする。

生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策により影響を受けない設計とする。

凍結、降水、積雪、高潮及び生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物の影響については、火災が発生する自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると、火災が発生する自然現象ではない。

洪水は、立地的要因により、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器に影響を与える可能性がないため、火災が発生するおそれはない。

したがって、落雷、地震について、これらの現象によって火災が発生しないよう、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.3.)】

(1) 落雷による火災の発生防止

発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器は、落雷による火災発生を防止するため、地盤面から高さ20mを超える構築物には「建築基準法」に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）（1992年度版）」又は「JIS A 4201 建築物等の雷保護（2003年度版）」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。

送電線については、架空地線を設置する設計とともに、「1.6.1.2.1(6)過電流による過熱防止対策」に示すとおり、故障回路を早期に遮断する設計とする。

【避雷設備設置箇所】

- ・原子炉建屋
- ・原子炉補助建屋
- ・タービン建屋
- ・循環水ポンプ建屋
- ・放射性廃棄物処理建屋
- ・補助ボイラー煙突
- ・油計量タンク
- ・補助ボイラー燃料タンク
- ・開閉所
- ・定検機材倉庫
- ・代替非常用発電機

【別添 1-資料 1(2.1.1.3.)】

(2) 地震による火災の発生防止

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。

なお、耐震については「設置許可基準規則」第四条に示す要求を満足するように、「設置許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.1.3.)】

1.6.1.3 火災の感知及び消火に係る設計方針

火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.6.1.3.1 火災感知設備」から「1.6.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。

このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然現象に対して、火災感知及び消火の機能、性能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.6.1.3.3 自然現象の考慮」に示す。また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための機能を損なわない設計とすることを「1.6.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。

【別添 1-資料 1(2.1.2.)】

1.6.1.3.1 火災感知設備

火災感知設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知できるように設置する設計とする。

火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は、以下を踏まえた設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(1) 火災感知器の環境条件等の考慮

火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、炎が生じる前に発煙すること等、予想される火災の性質を考慮して設置する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(2) 固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知器の設置

火災感知設備の火災感知器は、「1.6.1.3.1(1)火災感知器の環境条件等の考慮」の環境条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知し、誤作動を防止するために、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。

ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所又は天井が高い場所等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。

炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。

ここで、アナログ式とは「平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ、火災現象（急激な温度や煙の濃度の上昇）を把握することができる」ものと定義し、非アナログ式とは「平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視することはできないが、火災現象を把握することができる」ものと定義する。

以下に、上記に示す火災感知器の組み合わせのうち、特徴的な火災区域又は火災区画を示す。

a. 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等

使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等は天井が高く大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。

このため、アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。

ただし、天井が高いエリア以外については、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。

b. ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取りガラリ室

ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取りガラリ室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそれがあることから煙感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。

対して、以下に示す火災区域又は火災区画は、環境条件等を考慮し、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

c. 原子炉格納容器

原子炉格納容器は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ室、加圧器室、再生熱交換器室及び炉内核計装用シンプル配管室のうち比較的線量の高い場所に設置する熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、非アナログ式とする。非アナログ式の熱感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度（約 65°C 以下）より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。

なお、水素が発生するような事故を考慮して、非アナログ式の熱感知器は、念のため防爆型とする。

d. ディーゼル発電機燃料油貯油槽（屋外の火災区域）

ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、万一の機器破損による漏えいで引火性又は発火性の雰囲気を形成する可能性があるため、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる感知方式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。

e. 固体廃棄物貯蔵庫

固体廃棄物貯蔵庫は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。ただし、比較的線量の高いドラム缶を貯蔵するエリアの熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、固有の信号を発する異なる感知方式の非アナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器を設置する設計とする。

f. 放射性廃棄物処理建屋

放射性廃棄物処理建屋は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非ア

ナログ式の炎感知器から異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。

これらの非アナログ式の火災感知器は、以下の環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。

- ・煙感知器は蒸気等が充満する場所に設置しない。
- ・熱感知器は作動温度が周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。
- ・炎感知器は平常時より炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握でき、感知原理に「赤外線式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を検知した場合に発報する）を採用するものを選定する。さらに、屋内に設置する場合は外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。

また、以下に示す火災区域又は火災区画は、発火源となる可燃物がなく可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用等とすることから、火災感知器を設置しない、又は発火源となる可燃物が少なく火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから「消防法」若しくは「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。

g. 燃料取替用水ピット室

燃料取替用水ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、燃料取替用水ピット室には火災感知器を設置しない設計とする。

h. 補助給水ピット室

補助給水ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、補助給水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、補助給水ピット室には火災感知器を設置しない設計とする。

i. 廃液貯蔵ピット室

廃液貯蔵ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、廃液貯蔵ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。

したがって、廃液貯蔵ピット室には火災感知器を設置しない設計とする。

j. 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された設備のみを設けた火災区域

又は火災区画

不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構築物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けないことから「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。

k. フェイル・セイフ設計の設備のみが設置された火災区域又は火災区画

フェイル・セイフ設計の設備については火災により動作機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいため、「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(3) 火災受信機盤

火災感知設備の火災受信機盤は中央制御室に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。

また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により、以下の機能を有する設計とする。

- ・アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽に設置する非アナログ式の防爆型の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。
- ・原子炉格納容器に設置するアナログ式の火災感知器、非アナログ式の防爆型の火災感知器及び非アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。
- ・使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等の天井の高い区画を監視する非アナログ式の炎感知器が接続可能であり、作動した炎感知器を1つずつ特定できる設計とする。

また、火災感知器は以下のとおり点検を行うことができるものを使用する設計とする。

- ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施できるものを使用する。
- ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行規則」に準じ、煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施できるものを使用する。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(4) 火災感知設備の電源確保

火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように消防法を満足する蓄電池を設ける設計とする。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力が供給開始されるまでの容量を有し、また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とし、蓄電池の容量は、全交流動力電源喪失時に代替電源から給電されるまでの容量も満足するものとする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

1.6.1.3.2 消火設備

消火設備は、以下に示すとおり、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるよう設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

(1) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、当該構築物、系統及び機器の設置場所が、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるかを考慮して設計する。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、「b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火災区画を除き、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定する。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び

機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、消火活動が困難とならないところを以下に示す。

(a) 屋外の火災区域

i. ディーゼル発電機燃料油貯油槽

ディーゼル発電機燃料油貯油槽については屋外の火災区域であり、火災が発生しても煙は大気に放出されるため充満しない。よって煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。

(b) 屋内の火災区域又は火災区画

i. 燃料取替用水ピット室

燃料取替用水ピット室は、全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計であることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。

ii. 補助給水ピット室

補助給水ピット室は、全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、補助給水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。

iii. 中央制御室

中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であり、火災が拡大する前に消火可能であること、万一火災によって煙が発生した場合でも「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備によって排煙が可能な設計とすることから、消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。

なお、フロアケーブルダクトは、速やかな火災発生場所の特定が困難であると考えられることから、固有の信号を発する異なる感知方式の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）を設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

c. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は、自動消火設備である全域ガス消火設備を設置し消火を行う設計とする。なお、これらの固定式消火設備に使用するガスは、ハロゲン化物消火剤又は二酸化炭素ガスとする。

ただし、以下については、上記と異なる消火設備を設置し消火を行う設計とする。

(a) 原子炉格納容器

原子炉格納容器内にガス消火設備を適用するとした場合、原子炉格納容器の自由体積が約 6.6 万 m³あることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまで時間を要する。

このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である、消防要員による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消防要員による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。

(b) 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された設備のみを設置する火災区域又は火災区画

不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構築物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けることは考えにくいため、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

(c) フェイル・セイフ設計の設備のみを設置する火災区域又は火災区画

フェイル・セイフ設計の設備については火災により動作機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいため、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

d. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(a) ディーゼル発電機燃料油貯油槽

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないディーゼル発電機燃料油貯油槽については、消火器又は移動式消火設備で消火を行う設計とする。

(b) 中央制御室

火災発生時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない中央制御室には、全域ガス消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。中央制御盤（安全系コンソール）内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。

(c) 燃料取替用水ピット室

燃料取替用水ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされて

いること、燃料取替用水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。

したがって、燃料取替用水ピット室は、消火設備を設置しない設計とする。

(d) 補助給水ピット室

補助給水ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、補助給水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。

したがって、補助給水ピット室は、消火設備を設置しない設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(2) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、当該火災区域又は火災区画が、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画であるかを考慮して設計する。

a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、「b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火災区画を除き、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定する。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画であって、煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を以下に示す。

(a) 廃液貯蔵ピット室

廃液貯蔵ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、廃液貯蔵ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(b) 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア

使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされ、使用済燃料は火災の影響を受けないこと、また、新燃料貯蔵庫は、側面と底面が金属とコンクリートに覆われており可燃物を置かない設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(c) 使用済樹脂貯蔵タンク室

使用済樹脂貯蔵タンク室は、金属とコンクリートに覆われており、タンク内は水で満たされていることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

(d) 原子炉補助建屋 40.3m 通路部

原子炉補助建屋 40.3m 通路部に設置されている試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパの主要な構造材は金属で構成されており、設置エリアは火災荷重を低く管理して、煙の発生を抑える設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

c. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画は、自動消火設備である全域ガス消火設備を設置し消火を行う設計とする。

ただし、以下については、上記と異なる消火設備を設置し消火を行う設計とする。

(a) 液体廃棄物処理設備設置エリア

液体廃棄物処理設備は、不燃性材料である金属により構成されており、フェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による安全機能への影響は考えにくい。くわえて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理する。よって、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

(b) セメント固化装置エリア

セメント固化装置は不燃性材料である金属により構成されており、フェイル・クローズ設計の隔離弁を設ける設計とすることにより、火災による安全機能への影響は考えにくい。くわえて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理する。よって、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火を行う設計とする。

(c) 原子炉建屋 33.1m 通路部

原子炉建屋 33.1m 通路部に設置されている格納容器給気密ダンパは不燃性材料

である金属により構成されており、フェイル・クローズ設計とすることにより、火災による安全機能への影響は考えにくい。くわえて、消火活動の妨げとならないよう可燃物管理を行うことにより区画内の火災荷重を低く管理する。よって、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火を行う設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

- d. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(a) 廃液貯蔵ピット室

廃液貯蔵ピット室は全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、廃液貯蔵ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。

したがって、廃液貯蔵ピット室は、消火設備を設置しない設計とする。

(b) 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア

使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアは、自動消火設備は設置せず、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火を行う設計とする。

(c) 使用済樹脂貯蔵タンク室

使用済樹脂貯蔵タンク室は、金属とコンクリートに覆われており、タンク内は水で満たされていること、使用済樹脂貯蔵タンク室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。

したがって、使用済樹脂貯蔵タンク室は、消火設備を設置しない設計とする。

(d) 原子炉補助建屋 40.3m 通路部

原子炉補助建屋40.3m通路部に設置されている試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパは、自動消火設備は設置せず、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火を行う設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(3) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮

消火用水供給系の水源は、屋内の火災区域又は火災区画及び屋外の火災区域用としては、1号、2号及び3号炉共用のろ過水タンク(約1,500m³)を2基、ろ過水タンク(約1,500m³)を2基設置し多重性を有する設計とする。

消火用水供給系の消火ポンプは、1号、2号及び3号炉共用の電動消火ポンプ並びに1号、2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプをそれぞれ1台ずつ、電動機駆動消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプをそれぞれ1台ずつ設置し、多様性を有する設計とする。

なお、消火ポンプについては外部電源喪失時であっても機能を喪失しないよう、1

号、2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプ及びディーゼル駆動消火ポンプについては起動用の蓄電池を設置する設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを2台設置する等、系統の多重性を有する設計とし、水源は、使用可能な場合に水源とするろ過水タンク(約1,500m³)2基、ろ過水タンク(1号、2号及び3号炉共用、一部既設)(約1,500m³)2基、ろ過水タンクが使用できない場合に水源とする燃料取替用水ピットを1基設置する設計とする。なお、燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備により消火を行う時間が24時間以内であることから、单一故障を想定しない設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(4) 系統分離に応じた独立性の考慮

系統分離された火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置するそれぞれの火災区域又は火災区画に対して1つの消火設備で消火を行う場合は、以下に示すとおり、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。

- ・静的機器である消火配管は、24時間以内の单一故障の想定が不要であり、また、基準地震動で損傷しないように設計するため、多重化しない設計とする。
- ・動的機器である選択弁及び容器弁について、单一故障を想定しても、系統分離された火災区域又は火災区画に対して消火設備が同時に機能喪失しない設計とする。具体的には、容器弁及びボンベを必要数より1つ以上多く設置する。また、容器弁の作動のための圧力信号についても動的機器の单一故障により同時に機能を喪失しない設計とする。

さらに、選択弁を介した一つのラインで系統分離された相互の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを消火する場合は、当該選択弁を多重化する。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(5) 火災に対する二次的影響の考慮

全域ガス消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用することで、火災が発生している火災区域又は火災区画からの火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響を、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ぼさない設計とする。また、防火ダンパを設け煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさない設計とする。

また、これらの消火設備のボンベ及び制御盤は、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置し、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないように、ボンベに接続する安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(6) 想定火災の性質に応じた消火剤の容量

火災防護対象機器がある火災区域又は火災区画に設置する全域ガス消火設備については、「消防法施行規則」第十九条及び第二十条に基づき、単位体積あたりに必要な消火剤を配備する設計とする。特に、複数の場所に対して消火する設備の消火剤の容量は、複数の消火対象場所のうち必要な消火剤が最大となる場所の必要量以上となるよう設計する。

火災区域又は火災区画に設置する消火器については、「消防法施行規則」第六～八条に基づき延床面積又は床面積から算出される必要量の消火剤を配備する設計とする。

消火剤に水を使用する消火用水の容量の設計は、「1. 6. 1. 3. 2(8) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(7) 移動式消火設備の配備

移動式消火設備は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第八十三条第三号に基づき、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車（1台、泡消火薬剤 500L/台）、水槽付消防ポンプ自動車（1台、泡消火薬剤 260L/台）及び資機材運搬用車両（1台、泡消火薬剤 740L/台）を配備する設計とする。また、500L の泡消火薬剤を配備する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(8) 消火用水の最大放水量の確保

消火用水供給系の水源の供給先は屋内及び屋外の各消火栓である。

屋内消火栓については、「消防法施行令」第十一条（屋内消火栓設備に関する基準）に基づき、2時間の最大放水量（ 31.2m^3 ）を確保する設計とする。

屋外消火栓については、「消防法施行令」第十九条（屋外消火栓設備に関する基準）に基づき、2時間の最大放水量（ 84.0m^3 ）に対して十分な水量を確保する設計とする。

また、屋内及び屋外の消火用水供給系の水源は1号、2号及び3号炉で共用であるが、万一、1号、2号及び3号炉においてそれぞれ单一の火災が同時に発生し、消火栓による放水を実施した場合に必要となる最大水量 252m^3 に対して、十分な水量を確保する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(9) 水消火設備の優先供給

消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等と共に用する場合には、隔離弁を設置して遮断する措置により、消火用水の供給を優先する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

(10) 消火設備の故障警報

1号、2号及び3号炉共用の電動消火ポンプ、1号、2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプ、電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及び全域ガス消火設備の消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に吹鳴する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

(11) 消火設備の電源確保

消防用水供給系のうち、1号、2号及び3号炉共用の電動消火ポンプ並びに電動機駆動消火ポンプは常用電源から受電する設計とするが、1号、2号及び3号炉共用のエンジン消火ポンプ並びにディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時でもディーゼル機関を起動できるように蓄電池により電源を確保する設計とし、外部電源喪失時においてもディーゼル機関より消火ポンプへ動力を供給することによって消防用水供給系の機能を確保することができる設計とする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の全域ガス消火設備は、外部電源喪失時にも消火が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設ける設計とする。

原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源から受電することで、外部電源喪失時においても機能を失わない設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

(12) 消火栓の配置

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、「消防法施行令」第十一條（屋内消火栓設備に関する基準）及び第十九條（屋外消火設備に関する基準）に準拠し、屋内は消火栓から半径 25m の範囲を考慮して配置し、屋外は消火栓から半径 40m の範囲を考慮して配置することによって、全ての火災区域の消火活動に対応できるように配置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

(13) 固定式消火設備の職員退避警報

固定式消火設備である全域ガス消火設備のうち、二酸化炭素消火設備及びハロゲン化合物消火設備は、作動前に職員等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴し、20秒以上の時間遅れをもって消火剤を放出する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1.)】

(14) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止

管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがあることから、管理区域外への流出を防止するため、管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに、各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し、処理する設計とする。万一、放出した場合であっても建屋内排水系から系外に放する前にサンプリングを実施し、検出が可能な設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

(15) 消火用非常照明

建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、「消防法」で要求される消火継続時間20分に現場への移動等の時間（最大約30分）も考慮し、4時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.1.)】

1.6.1.3.3 自然現象の考慮

泊発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集した。これらの事象のうち、発電所及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間的余裕の観点から、原子炉設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を抽出した。

これらの自然現象のうち、落雷については、「1.6.1.2.3(1)落雷による火災の発生防止」に示す対策により、機能を維持する設計とする。

凍結については、「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。竜巻、風（台風）に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。地震については、「(3) 地震対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。

上記以外の津波、洪水、降水、積雪、地滑り、火山の影響、高潮及び生物学的事象については、「(4) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について」に示す対策により機能を維持する設計とする。また、森林火災についても、「(4) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について」に示す対策により機能を維持する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.2.2.)】

(1) 凍結防止対策

屋外に設置する消火設備は、泊発電所において考慮している最低気温-19°Cまで気温が低下しても使用可能な消火設備を設置する設計とする。

屋外消火設備のうち、消火用水の供給配管は凍結を考慮し、凍結深度 (G L-70 cm) を確保した埋設配管とするとともに、地上部に配置する場合には保温材等を設置する設計とすることにより、凍結を防止する設計とする。

屋外消火栓本体はすべて、凍結を防止するため、消火栓内部に水が溜まらないような構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水を可能とする地上式（不凍式消火栓型）を採用する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.2.)】

(2) 風水害対策

消防用水供給系の消火設備を構成するディーゼル駆動消火ポンプ、電動機駆動消火ポンプ及び電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、エンジン消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用、既設）等の機器は、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、流れ込む水の影響を受けにくい建屋内に配置する設計とする。全域ガス消火設備についても、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、原子炉建屋、原子炉補助建屋等の建屋内に配置する設計とする。

また、ディーゼル駆動消火ポンプ、電動機駆動消火ポンプ及び電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、エンジン消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用、既設）を設置しているポンプ室の壁及び扉については、風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう浸水対策を実施する。

屋外消火栓は風水害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を受けない機械式を用いる設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.2.)】

(3) 地震対策

a. 地震対策

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて機能を維持できる設計とする。

安全機能を有する構築物、系統及び機器に影響を及ぼす可能性がある火災区域又は火災区画に設置される、油を内包する耐震Bクラス及び耐震Cクラスの機器は、以下のいずれかの設計とすることにより、地震によって耐震Bクラス及び耐震Cクラスの機器が機能喪失しても安全機能を有する構築物、系統及び機器の機能喪失を防止する設計とする。

- ・基準地震動により油が漏えいしない。
- ・基準地震動によって火災が発生しても、安全機能を有する構築物、系統及び機器に影響を及ぼすことがないよう、基準地震動によっても機能維持する固定式消火設備によって速やかに消火する。
- ・基準地震動によって火災が発生しても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の機能に影響を及ぼすないように隔壁等により分離する。

b. 地盤変位対策

屋外消火配管は、地上若しくはトレンチに設置又は埋設し、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には機械式継手ではなくフレキシブル継手又は溶接継手を採用するとともに、屋外の埋設消火配管については、「原子力発電所の火災防護規程（JEAC4626-2010）」により耐震性を確保した設計とする。なお、給排水処理建屋からタービン建屋への消火配管は、建屋間のトレンチ内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計とする。

また、地盤変位対策として、タンク接続部にはフレキシブル継手を採用することで、地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。

さらに、屋外消火配管が破断した場合でも消防車を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができるように、建屋外部に給水接続口を設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.2.)】

(4) 想定すべきその他の自然現象に対する対策について

実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の 2.2.2 に記載のある凍結、風水害、地震以外の泊発電所 3 号炉で考慮すべき自然現象については津波、洪水、降水、積雪、地滑り、火山の影響、生物学的事象及び高潮がある。これらの自然現象及び森林火災により感知及び消火の機能、性能が阻害された場合は、原因の除去又は早期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視の強化や、代替消火設備の配備等を行い、必要な機能及び性能を維持することとする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.2.)】

1.6.1.3.4 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響

全域ガス消火設備で使用する二酸化炭素は不活性であること及びハロゲン化物消火剤は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから、設備の破損、誤作動又は誤操作により消火剤が放出されても電気及び機械設備に影響を与えないため、火災区域又は火災区画に設置するガス消火設備には、全域ガス消火設備を選定する設計とする。

なお、ディーゼル発電機は、ディーゼル発電機室に設置する全域ガス消火設備の破損、誤作動又は誤操作によって二酸化炭素ガスが放出されることによる窒息効果を考

慮しても機能が喪失しないよう、外気から直接給気を取り入れる設計とする。

消防設備の放水等による溢水に対しては、「1.7 溢水防護に関する基本方針」に基づき、安全機能へ影響がないよう設計する。

【別添1-資料1(2.1.2.3.)】

1.6.1.4 火災の影響軽減のための対策

1.6.1.4.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策

安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画の火災による影響に対し、「1.6.1.4.1(1)原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係わる火災区域の分離」から「1.6.1.4.1(8)油タンクに対する火災の影響軽減対策」に示す火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

(1) 原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係わる火災区域の分離

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパ）によって、隣接する他の火災区域から分離する設計とする。

なお、火災区域又は火災区画の目皿には、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入による安全機能への影響防止を目的として、煙の流入防止装置を設置する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

(2) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離

火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも一つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。

このため、单一火災（任意の一つの火災区画で発生する火災）の発生によって、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を有する多重化されたそれぞれの系統が同時に機能喪失することのないよう、「1.6.1.1(3)原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器」にて抽出した原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要となる火災防護対象機器及び火災防護対象機器の駆動若しくは制御に必要となる火災防護対象ケーブルについて以

下に示すいずれかの系統分離対策を講じる設計とする。

系統分離にあたっては、互いに相違する系列の火災防護対象機器、火災防護対象ケーブルの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計とする。

a. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等による分離

互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。具体的には、3時間以上の耐火能力を有した厚さのコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等（耐火床パネル）で分離する設計とする。

b. 水平距離6m以上の離隔距離の確保、火災感知設備及び自動消火設備の設置

互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを、仮置きするものを含めて可燃性物質のない水平距離6m以上の離隔距離を確保する設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

c. 1時間耐火隔壁による分離、火災感知設備及び自動消火設備の設置

互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを、火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。

火災感知設備は、自動消火設備を作動させるために設置し、自動消火設備の誤作動防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を作動させる設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

なお、中央制御室及び原子炉格納容器は、上記と同等の保安水準を確保する対策として以下のとおり火災の影響軽減対策を講じる。

(3) 中央制御室に対する火災の影響軽減のための対策

a. 中央制御盤（安全系コンソール）内の火災の影響軽減

火災防護対象である中央制御盤（安全系コンソール）内の機器及びケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。

このため、火災防護対象である中央制御盤（安全系コンソール）内の機器及びケーブルは、以下の(a)～(c)に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、煙検出装置の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火

活動に加え、火災により中央制御盤（安全系コンソール）の1つの区画の安全機能が全て喪失しても、他の区画の中央制御盤（安全系コンソール）により、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

(a) 離隔距離による分離

火災防護対象である中央制御盤（安全系コンソール）内の機器及びケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御盤（安全系コンソール）に隣接する中央制御盤（常用系コンソール）の火災が、中央制御盤（安全系コンソール）に影響を与えないことを確認した実証試験の結果に基づき分離対策を講じる設計とする。

また、中央制御盤（安全系コンソール）内に安全系FDP及び電源装置を設置しているが、これらについては、相違する系列間に金属製の仕切りを設置する。

ケーブルについては、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないテフロン電線及び難燃ケーブルを使用し、電線管に敷設する、又は離隔距離を確保すること等により系統分離する設計とする。これらの分離については、実証試験等において火災により近接する他の区分の構成部品に火災の影響がないことを確認した設計とする。

(b) 煙検出装置の設置による早期の火災感知

中央制御室内には、異なる感知方式の火災感知器を設置する設計とともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、中央制御盤（安全系コンソール）への影響を軽減する設計とする。中央制御盤（安全系コンソール）内には、火災の早期感知を目的として、煙検出装置を設置する設計とする。中央制御盤（安全系コンソール）は容積が小さく、盤内の構成部品がごく僅かに燃焼した状態でも煙検出装置により早期の感知が可能である。なお、念のため、中央制御盤（安全系コンソール）に隣接する盤内についても、火災を早期に感知するため、煙検出装置を設置する設計とする。

(c) 常駐する運転員による早期の消火活動

中央制御盤（安全系コンソール）内に自動消火設備は設置しないが、中央制御盤（安全系コンソール）の一つの区画に火災が発生しても、煙検出装置や中央制御室の火災感知器からの感知信号により、常駐する運転員が中央制御室に設置する消火器で早期に消火活動を行うことで、他の区画の中央制御盤（安全系コンソール）の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災の影響を防止できる設計とする。

消火設備は、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する設計とし、常駐する運転員による中央制御室内の火災の早期感知及び消火を図るために、消火活動の手順を定めて、訓練を実施する。

b. フロアケーブルダクトの影響軽減対策

フロアケーブルダクトについては、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。

c. 原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持

火災により、中央制御室内の一つの中央制御盤（安全系コンソール）の機能がすべて喪失したと仮定しても、他の中央制御盤（安全系コンソール）での運転操作や現場での操作により、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能な設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

(4) 原子炉格納容器内に対する火災の影響軽減のための対策

原子炉格納容器内は、「1.6.1.4.1.(2)火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離」とは異なる火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。

原子炉格納容器内は、ケーブルトレイが密集して設置されているため、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保すること及び1時間耐火性能を有している耐火ボードや耐火シート等は、1次冷却材漏えい事故等が発生した場合にデブリ発生の要因となり格納容器再循環サンプの閉塞対策に影響を及ぼすため、互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することは適さない。

また、ガス消火設備を適用するとした場合、原子炉格納容器の自由体積は約6.6万m³であることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまでには時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である、消火要員による消火を行う設計とする。

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。

このため、原子炉格納容器内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、以下に示す火災の影響軽減のための対策に加え、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることも確認する設計とする。

a. ケーブルトレイへの蓋の設置

原子炉格納容器内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルに対する火災の影響を軽減するため、以下のケーブルトレイに蓋を設置し、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは筐体内に収納する設計とする。

なお、ケーブルトレイに設置する蓋には、消火水がケーブルトレイへ浸入するための開口を設置する設計とする。

- (a) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6m 以上の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイから 6m 以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、蓋を設置する設計とする。
- (b) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ同士が 6m の離隔を有しない場合は、同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される両方のケーブルトレイ及びいずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイから周囲 6m 以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、蓋を設置する設計とする。
- (c) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6m 以上の離隔を有する場合は、いずれか一方の系列の火災防護対象ケーブルが敷設される電線管から 6m 以内の範囲に位置するケーブルトレイに対して、蓋を設置する設計とする。
- (d) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管同士が 6m の離隔を有しない場合は、上記(c)と同じ対策を実施する設計とする。

なお、原子炉格納容器内は仮置きする可燃物を置かない設計とし、原子炉格納容器内の以下の設備については、金属製の筐体やケーシング等で構成することにより、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルに対する延焼や火炎からの影響を防止する。

- ・電気盤の筐体
- ・格納容器再循環ファン軸受のケーシング
- ・1 次冷却材ポンプ電動機油回収タンクのタンク本体

【別添 1(8-別 1-51)】

b. 火災感知設備

火災感知設備については、アナログ式の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ室、加圧器室、再生熱交換器室及び炉内核計装用シンプル配管室については、放射線による火災感知器の故障を防止するため、非アナログ式の熱感知器を設置する設計とし、非アナログ式の熱感知器は防爆型を設置する設計とする。

c. 消火設備

- (a) 自動消火設備は設置しないが、消火要員が原子炉格納容器内へ進入可能な場合は、手順を定め、訓練を実施している消火要員により、消火器、消火栓を用いて早期に消火を行う設計とする。
- (b) 消火要員が原子炉格納容器内へ進入困難な場合は、中央制御室で手動操作可能な原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を実施する設計とする。なお、1次冷却材ポンプの上部は開口となっているため、1次冷却材ポンプに火災が発生した場合にも、原子炉格納容器スプレイ設備による消火は可能である。
- (c) 原子炉格納容器スプレイ設備のポンプは原子炉格納容器外に設置されており、原子炉格納容器内の火災が原子炉格納容器スプレイ設備に影響を及ぼすことはない。

d. 火災の影響軽減対策への適合について

ケーブルトレイへの金属製の蓋の設置、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルに延焼するおそれがある火災を感知する火災感知器の設置及び消火要員による消火活動又は中央制御室から手動操作可能な格納容器スプレイ設備を用いた消火活動により、両系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが火災により機能を失うことを防止する設計とする。

また、以下に示す設計により、原子炉格納容器内の動的機器がすべて火災の影響により運転停止し、かつ、原子炉格納容器内の弁の遠隔操作ができなくなることを仮定しても、運転員の操作により原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持は可能である。

・原子炉の高温停止

火災発生時にも原子炉の高温停止が可能となるよう、火災の影響を受けても、制御棒は炉心に全挿入する設計とする。

・原子炉の高温停止の維持

火災発生時にも原子炉の高温停止の維持が可能となるよう、火災の影響を受けない原子炉格納容器外に補助給水設備と主蒸気設備を設置し、これらを用いた蒸気発生器による除熱を可能とする設計とする。

・原子炉の低温停止への移行

火災鎮火後、原子炉格納容器内の電動弁を手動操作し余熱除去設備を使用することで、低温停止への移行を可能とする設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.3.1.)】

(5) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に関わる火災区域の分離

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm

以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンバ）により、隣接する他の火災区域と分離する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

(6) 換気空調設備による火災の影響軽減対策

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に設置する換気空調設備には、他の火災区域又は火災区画への火、熱又は煙の影響が及ばないよう、火災区域又は火災区画の境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火ダンバを設置する設計とする。

換気空調設備のフィルタは、「1.6.1.2.2(4)換気設備のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」に示すとおり、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

(7) 煙に対する火災の影響軽減対策

通常運転員が常駐する火災区域は中央制御室のみであるが、中央制御室の火災発生時の煙を排気するため、「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を配備する設計とする。

なお、排煙設備は中央制御室専用であるため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。

安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画（ディーゼル発電機室、燃料油サービスタンク室）については、全域ガス消火設備により早期に消火する設計する。

なお、ディーゼル発電機燃料油貯油槽は屋外で地下埋設構造であるため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

(8) 油タンクに対する火災の影響軽減対策

火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気、又はベンチ管により屋外に排気する設計とする。

【別添1-資料1(2.1.3.1.)】

1.6.1.4.2 火災影響評価

火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉

停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、「(1)火災伝播評価」から「(3)隣接火災区画に火災の影響を与える火災区画に対する火災影響評価」に示す火災影響評価により確認する。

ただし、中央制御盤（安全系コンソール）及び原子炉格納容器に対しては、「1. 6. 1. 4. 1 (2) 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離」で示すとおり、火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持は可能である。

また、内部火災により原子炉に外乱が及ぶ可能性、又は安全保護系、原子炉停止系の作動が要求される事象が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定しても、以下の状況を考慮し、多重性をもったそれぞれの系統が同時に機能を喪失することなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成することが可能であることを火災影響評価により確認する。

- ・ 内部火災発生を想定する区域及びその影響範囲の安全重要度クラス1及びクラス2の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは内部火災により機能喪失するが、それ以外の区域の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは機能が維持される。
- ・ 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋又は循環水ポンプ建屋において、内部火災が発生することを仮定し、当該建屋内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル以外は機能喪失する。
- ・ 中央制御室における火災については、火災感知器による早期感知や運転員によるプラント停止が期待でき、内部火災による影響波及範囲は限定的である。

火災区画の変更や火災区画設定に影響を与える可能性のある工事を実施する場合には、火災防護計画に従い火災影響評価を行い、火災による影響を考慮しても多重性をもったそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持できることを確認するとともに、変更管理を行う。

なお、「1. 6. 1. 4. 2 火災影響評価」では、火災区域又は火災区画を、「火災区画」と記載する。

【別添1-資料1(2.1.3.2.)】

(1) 火災伝播評価

火災区画での火災発生時に、隣接火災区画に火災の影響を与える場合は、隣接火災区画を含んだ火災影響評価を行う必要があるため、火災影響評価に先立ち、火災区画ごとに火災を想定した場合の隣接火災区画への火災の影響の有無を確認する火災伝播評価を実施する。

【別添1-資料1(2.1.3.2.)】

(2) 隣接火災区画に火災の影響を与えない火災区画に対する火災影響評価

火災伝播評価により隣接火災区画に影響を与えない火災区画については当該火災区画に設置される全機器の機能喪失を想定しても、「1. 6. 1. 4. 1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な方策が少なくとも一つ確保され、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。

【別添 1-資料 1(2. 1. 3. 2.)】

(3) 隣接火災区画に火災の影響を与える火災区画に対する火災影響評価

火災伝播評価により隣接火災区画に影響を与える火災区画については、当該火災区画と隣接火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの有無の組み合わせに応じて、火災区画内に設置される全機器の機能喪失を想定しても、「1. 6. 1. 4. 1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じた火災の影響軽減のための対策」に基づく火災の影響軽減のための対策の実施により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な成功の方策が少なくとも一つ確保され、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。

【別添 1-資料 1(2. 1. 3. 2.)】

1. 6. 1. 5 個別の火災区域又は火災区画における留意事項

以下に示す火災区域又は火災区画は、それぞれの特徴を考慮した火災防護対策を実施する。

【別添 1-資料 1(2. 2.)】

(1) フロアケーブルダクト

フロアケーブルダクトは、アナログ式の煙感知器、熱感知器を設置する。また、互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルについては、3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離する設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 2.)】

(2) 電気室

安全補機開閉器室は、電源供給のみに使用する設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 2.)】

(3) 蓄電池室

蓄電池室は以下のとおり設計する。

- ・蓄電池室には蓄電池のみを設置し、直流開閉装置やインバータは設置しない設計とする。
- ・蓄電池室の換気空調設備は、社団法人電池工業会「蓄電池室に関する設計指針(SBA G 0603)」に基づき、水素の排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内の水素濃度を2 vol%以下の約0.8 vol%程度に維持する設計とする。
- ・蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発報する設計とする。
- ・常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池は、常用の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないよう、位置的分散が図られた設計とともに、電気的にも2つ以上の遮断器により切り離せる設計とする。

【別添1-資料1(2.2.)】

(4) ポンプ室

安全機能を有するポンプの設置場所のうち、火災発生時の煙の充満により消火困難な場所には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるよう固定式消火設備を設置する設計とする。

固定式消火設備による消火後、鎮火の確認のために自衛消防隊がポンプ室に入る場合については、消火直後に換気してしまうと新鮮な空気が供給され、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で、可搬型の排煙装置を準備し、扉の開放、換気空調設備、可搬型排煙装置により換気し、呼吸具の装備及び酸素濃度を測定し安全確認後に入室する設計とする。

【別添1-資料1(2.2.)】

(5) 中央制御室等

中央制御室は以下のとおり設計する。

- ・中央制御室と他の火災区画の換気空調設備の貫通部には、防火ダンパを設置する設計とする。
- ・中央制御室のカーペットは、「消防法施行令」第四条の三の防炎性を満足するカーペットを使用する設計とする。

【別添1-資料1(2.2.)】

(6) 使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されている設備であり、ラックに燃料を貯蔵することで貯蔵燃料間の距離を確保すること及びステンレス鋼の中性子吸収効果によって未臨界性が確保される設計とする。

新燃料貯蔵設備については、気中に設置している設備（ピット構造で上部は蓋で閉

鎖) であり通常ドライ環境であるが、消火活動により消火水が噴霧され、水分雰囲気に満たされた最適減速状態となっても未臨界性が確保される設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 2.)】

(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備

放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備は、以下のとおり設計する。

- ・放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域の管理区域用換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐ目的でフィルタを通して排気筒へ排気する設計とする。また、これらの換気空調設備は、放射性物質の放出を防ぐために、空調を停止し、ダンパを閉止し、隔離できる設計とする。
- ・放水した消火用水の溜り水は、建屋内排水系により液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計とする。
- ・放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂及び濃縮廃液は、固体廃棄物として処理を行うまでの間、密閉された金属製の槽又はタンクで保管する設計とする。
- ・放射性物質を含んだチャコールフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、金属容器に収納し保管する設計とする。
- ・放射性物質を含んだHEPAフィルタは、固体廃棄物として処理するまでの間、不燃シートに包んで保管する設計とする。
- ・放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、冷却が必要な崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。

【別添 1-資料 1(2. 2.)】

(3) 適合性説明

(火災による損傷の防止)

第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわぬよう、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属するものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわぬものでなければならない。

第1項について

設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわぬよう、火災発生防止、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置を講じるものとする。

【別添1-資料1(2.1.1)(2.1.2)(2.1.3)】

(1) 火災発生防止

潤滑油等の発火性又は引火性物質を内包する設備は、漏えいを防止する設計とする。万一、潤滑油等が漏えいした場合に、漏えいの拡大を防止する堰等を設ける設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.1)】

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、不燃性材料若しくは難燃性材料と同等以上の性能を有するものである場合又は他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合を除き、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.2)】

電気系統については、必要に応じて過電流継電器等の保護装置と遮断器の組合せ等により、過電流による過熱、焼損の防止を図るとともに、必要な電気設備に接地を施す設計とする。

【別添1-資料1(2.1.1.1)】

落雷や地震により火災が発生する可能性を低減するため、避雷設備を設けるとともに、安全上の重要度に応じた耐震設計を行う。

【別添1-資料1(2.1.1.3)】

(2) 火災感知及び消火

安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うため異なる感知方式の感知器を設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

消火設備は、自動消火設備、手動操作による固定式消火設備、水消火設備及び消火器を設置する設計とし、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域のうち、火災発生時に安全機能への影響が考えられ、かつ煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところには、自動消火設備備又は手動操作による固定式消火設備を設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震発生時に機能を維持できる設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.2)】

(3) 火災の影響軽減のための対策

火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては、重要度に応じて以下に示す火災の影響軽減のための対策を講じた設計とする。

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンバ）により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.3.1)】

火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、以下に示すいずれかの要件を満たす設計とする。

- a. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。
- b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いに系

列間の水平距離が 6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区域又は火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。

- c. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が 1 時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。

【別添 1-資料 1(2.1.3.1)】

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁(貫通部シール、防火扉、防火ダンパ等)によって隣接する他の火災区域から分離された設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.3.1)】

第 2 項について

消火設備の破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、消火設備の消火方法、消火設備の配置設計等を行うことにより、原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.3)】

1.3 気象等

該当なし

1.4 設備等 (手順書含む)

10.5 火災防護設備

10.5.1 設計基準対象施設

10.5.1.1 概要

発電用原子炉施設内の火災区域及び火災区画に設置される、安全機能を有する構築物、系統及び機器 (10.5において本文五、ロ. (3)(i)a. (c)に同じ。) を火災から防護することを目的として、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

【別添 1-資料 1(2.1.1) (2.1.2) (2.1.3)】

発電用原子炉施設の火災の発生防止については、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素に対する対策を講じる。

る換気及び漏えい検出対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策、電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を行う。

【別添 1-資料 1(2.1.1)】

火災の感知及び消火については、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する。

【別添 1-資料 1(2.1.2)】

火災感知設備及び消火設備は、想定される自然現象に対して当該機能が維持され、かつ、安全機能を有する構築物、系統及び機器は、消火設備の破損、誤動作又は誤操作によって安全機能を失うことのないように設置する。また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設ける火災区域及び火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えるよう設置する。

火災の影響軽減は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、系統分離等の火災の影響軽減のための対策を行う。

また、火災の影響軽減のための対策を前提とし、設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に、発電用原子炉施設内の火災に対しても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持できることを、火災影響評価により確認する。

【別添 1-資料 1(2.1.3)】

10.5.1.2 設計方針

発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器、及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。

【別添 1-資料 1(2.1.1)(2.1.2)(2.1.3)】

(1) 火災発生防止

発火性又は引火性物質の漏えい防止の措置や不燃性材料又は難燃性材料の使用等、火災の発生を防止する。

【別添 1-資料 1(2. 1. 1)】

(2) 火災の感知及び消火

火災感知設備及び消火設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する。

【別添 1-資料 1(2. 1. 2)】

(3) 火災の影響軽減

安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減対策を行う。

【別添 1-資料 1(2. 1. 3)】

10. 5. 1. 3 主要設備の仕様

(1) 火災感知設備

火災感知設備の火災感知器の概要を第 10. 5. 1 表に示す。

(2) 消火設備

消火設備の主要仕様を第 10. 5. 2 表に示す。

【別添 1-資料 1(2. 1. 2. 1)】

10. 5. 1. 4 主要設備

(1) 火災発生防止設備

発電用原子炉施設は、「1. 6. 1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針」における「1. 6. 1. 2. 1 火災発生防止対策」に示すとおり、発火性又は引火性物質の漏えい防止、拡大防止のためのドレンパン、ドレンポット又は堰を設置する。

【別添 1-資料 1(2. 1. 1. 1)】

(2) 火災感知設備

火災感知設備の火災感知器は、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、炎が生じる前に発煙すること等、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の安全機能を有する構築物、系統及び機器の種類に応じ、火災を早期に感知し、誤作動を防止するために、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。

ただし、発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそれのある場所、屋外等は、非アナログ式も含めた組み合わせで設置する設計とする。

炎感知器は非アナログ式であるが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することができ、火災の早期感知が可能である。

a. 一般区域

一般区域は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器の異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する。

b. 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等

使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等は天井が高く大空間となっているため、火災による熱が周囲に拡散することから、熱感知器による感知は困難である。

このため、アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の炎感知器をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。

ただし、天井が高いエリア以外については、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。

c. ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリ室

ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリ室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそれがあることから煙感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。

一方、以下に示す火災区域又は火災区画は、環境条件等を考慮し、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。

原子炉格納容器内には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ室、加圧器室、再生熱交換器室及び炉内核計装用シンプル配管室については、放射線による火災感知器の故障を防止するため、非アナログ式の熱感知器を設置する設計とし、非アナログ式の熱感知器は防爆型を設置する設計とする。

固体廃棄物貯蔵庫には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる感知方式の感知器を組み合わせて設置する設計とする。ただし、比較的線量の高いドラム缶を貯蔵するエリアについては、放射線による火災感知器の故障を防止するため、非アナログ式の熱感知器を設置する設計とする。

ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、万一の機器破損による漏えいで引火性又は発火性の雰囲気を形成する可能性があるため、火災を早期に感知できるよう、非アナログ式の防爆型で、かつ固有の信号を発する異なる感知方式の煙感知器及び熱感知器を設置する設計とする。

中央制御室の中央制御盤（安全系コンソール）内には、煙検出装置を設置する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

(3) 消火設備

原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域の火災を早期に消火するために、すべての火災区域の消火活動に対応できるように、「1.6.1.3.2(12) 消火栓の配置」に基づき消火栓設備を設置する。

消火栓設備の系統構成を第 10.5.1 図に示す。

また、その他の消火設備は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響による消火活動が困難な火災区域又は火災区画であるかを考慮し、以下のとおり設置する。

消火設備は、第 10.5.3 表に示す故障警報を中央制御室に発する設備を設置する。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

a. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(a) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には、自動消火設備である全域ガス消火設備を設置する。

全域ガス消火設備の概要図を第 10.5.2 図に示す。

また、系統分離に応じた独立性を考慮した全域ガス消火設備の概要図を第 10.5.3 図に示す。

ただし、以下に示す火災区域又は火災区画については上記と異なる消火設備を設置する設計とする。

原子炉格納容器には、消火器、消火栓を設置するとともに、中央制御室からの手動操作が可能な原子炉格納容器スプレイ設備を設置する。

火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくい火災区域又は火災区画には、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備を設置する。

(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

i. 中央制御室

中央制御室には、消火器を設置する。

ii. 可燃物が少ない火災区域又は火災区画

可燃物が少ない火災区域又は火災区画には、消火器を設置する。

iii. 屋外の火災区域

屋外の火災区域については、消火器又は移動式消火設備で消火を行う。

iv. 燃料取替用水ピット室

燃料取替用水ピット室は、消火設備を設置しない設計とする。

v. 補助給水ピット室

補助給水ピット室は、消火設備を設置しない設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火設備

(a) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定し、自動消火設備である全域ガス消火設備を設置し消火を行う設計とする。

ただし、火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれがあると考えにくい火災区域又は火災区画には、以下に示す消火設備を設置する。

i. 液体廃棄物処理設備設置エリア

液体廃棄物処理設備設置エリアは、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

ii. セメント固化装置

セメント固化装置は、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

iii. 格納容器給気密ダンパ

格納容器給気密ダンパは、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

(b) 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備

i. 廃液貯蔵ピット室

廃液貯蔵ピット室は消火設備を設置しない設計とする。

ii. 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア

使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアは水で満たされており、火災の発生のおそれはないこと、可燃物を持ち込まない運用とすることから「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

iii. 使用済樹脂貯蔵タンク室

使用済樹脂貯蔵タンク室は消火設備を設置しない設計とする。

iv. 試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパ

「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパの主要な構造材は金属で構成されており、火災荷重を低く管理して、煙の発生を抑える設計とすることから、「消防法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計とする。

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】

(4) 火災の影響軽減のための対策設備

火災の影響軽減のための対策設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じるために、以下のとおり設置する。

【別添 1-資料 1(2.1.3.1)】

a. 火災区域の分離を実施する設備

隣接する他の火災区域又は火災区画と分離するために、以下のいずれかの耐火能力を有する耐火壁を設置する。

- 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁
- 火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンパ）

【別添 1-資料 1(2.1.3.1)】

b. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの火災の影響軽減のための対策を実施する設備

火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置する火災区域又は火災区画に対して、火災区域又は火災区画内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災区画における火災の影響を軽減するための対策を実施するための隔壁等として、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等を設置する。

また、これと同等の対策として火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等と火災感知設備及び消火設備を設置する。

【別添1-資料1(2.1.3.1)】

10.5.1.5 試験検査

(1) 火災感知設備

アナログ式の火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験を実施する。

ただし、自動試験機能のない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するために、煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施する。

(2) 消火設備

機能に異常がないことを確認するために、消火設備の作動確認を実施する。

ただし、原子炉格納容器スプレイ設備は、格納容器スプレイポンプを定期的に起動する試験において、その機能を確認する。

10.5.1.6 体制

火災防護に関する以下の体制に関する事項を、火災防護計画に定める。

火災発生時の発電用原子炉施設の保全のための活動を行うため、通報者、連絡者、現場指揮者及び消防要員が常駐するとともに、火災発生時には、統括管理者（自衛消防隊長）が所員により自衛消防隊を編成する。自衛消防隊の組織体制を第10.5.4図に示す。

10.5.1.7 手順等

火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要な手順について定める。また、発電用原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策等について定める。

このうち、火災防護対策を実施するために必要な手順の主なものを以下に示す。

(1) 火災が発生していない平常時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。

- a. 中央制御室内の巡回点検によって、火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを火災受信機盤で確認する。
- b. 消火設備の故障警報が発信した場合には、中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な補修を行う。

- (2) 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
- 火災感知器が作動した場合は、火災区域又は火災区画からの退避警報及び自動消火設備の作動状況を確認する。
 - 自動消火設備の作動後は、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
- (3) 原子炉格納容器内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
- 発電課長(当直)が局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合は、消火器、消火栓による消火活動を実施するとともに、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
 - 発電課長(当直)が原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合又は広範囲な火災と判断した場合は、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火を実施し、消火状況の確認、プラント運転状況の確認等を行う。
- (4) 中央制御室内における火災発生時の対応においては、以下の手順を整備し、操作を行う。
- 火災感知器及び煙検出装置により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する運転員により二酸化炭素消火器を用いた初期消火活動、プラント運転状況の確認等を行う。
 - 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。
 - 中央制御室の中央制御盤（安全系コンソール）1面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に関する手順を整備する。
- (5) 水素濃度検出器を設置する火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応として、換気空調設備の運転状態の確認、換気空調設備の追加起動等を実施する手順を整備し、操作を行う。
- (6) 火災発生時の消火手順を整備し、訓練を実施する。
- (7) 消火用水供給系は、飲料水系や所内用水系等を隔離できるように、隔離時の手順を整備し、操作を行う。
- (8) 可燃物の持込み状況、防火扉の状態、火災の原因となり得る、過熱や引火性液体の漏えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。
- (9) 火災発生防止及び火災発生時の規模の局限化、影響軽減を目的とした、常設物・仮置物管

理要則を定め、これを実施する。常設物・仮置物管理要則には、発電所の通常運転に関する可燃物、保守や改造に使用するために持ち込み仮置きされる可燃物（一時的に持ち込まれる可燃物を含む。）の管理を含む。

- (10) 火気作業における火災発生防止及び火災発生時の規模の局限化、影響軽減を目的とした火気作業管理手順について定め、これを実施する。火気作業管理手順には、以下を含める。
 - a. 火気作業における作業体制
 - b. 火気作業前の確認事項
 - c. 火気作業中の留意事項（火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等）
 - d. 火気作業後の確認事項（残り火の確認等）
 - e. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理
 - f. 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）
 - g. 仮設ケーブル（電工ドラム含む。）の使用制限
 - h. 火気作業に関する教育
- (11) 火災防護設備は、その機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。
- (12) 火災区域又は火災区画の変更や火災区域又は火災区画設定に影響を与える可能性がある工事を実施する場合には、火災防護計画に従い火災影響評価を行い、火災による影響を考慮しても多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを確認するとともに、設計変更管理を行う。
- (13) 火災区域又は火災区画、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル、火災の影響軽減のための隔壁等の設計変更に当たっては、発電用原子炉施設内の火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できることを火災影響評価により確認する。
- (14) 発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した以下の教育を、定期的に実施する。
 - a. 火災区域及び火災区画の設定
 - b. 火災から防護すべき安全機能を有する構築物、系統及び機器
 - c. 火災の発生防止対策

- d. 火災感知設備
- e. 消火設備
- f. 火災の影響軽減対策
- g. 火災影響評価

(15) 発電用原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下のとおり教育及び訓練を定め、これを実施する。

- a. 防火・防災管理者及びその代行者は、消防機関が行う講習会、研修会等に参加する。
- b. 自衛消防隊に係る訓練として総合消防訓練、初期対応訓練、火災対応訓練等を定める。
- c. 所員に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関連法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に関する運営管理、危険物（液体、気体）の漏えい又は流出時の措置に関する教育を行うことを定める。

第10.5.1表 火災感知設備の火災感知器の概要

火災感知器の設置箇所	火災感知器の設置型式	
一般区域・区画	煙感知器 (アナログ式)	熱感知器 (アナログ式)
一般区域・区画 (使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア等)	煙感知器 (アナログ式)	炎感知器 (非アナログ式)
		熱感知器 (アナログ式)
一般区域・区画 (ディーゼル発電機室蓄熱室, 放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリ室)	熱感知器 (アナログ式)	炎感知器 (非アナログ式)
原子炉格納容器	煙感知器 (アナログ式)	熱感知器 (アナログ式)
		炎感知器 (非アナログ式)
		防爆型熱感知器 (非アナログ式)
ディーゼル発電機燃料油貯油槽 燃料タンク (SA)	防爆型煙感知器 (非アナログ式)	防爆型熱感知器 (非アナログ式)
固体廃棄物貯蔵庫	煙感知器 (アナログ式)	熱感知器 (アナログ式)
		熱感知器 (非アナログ式)
		炎感知器 (非アナログ式)
放射性廃棄物処理建屋	煙感知器 (アナログ式)	熱感知器 (アナログ式)
		炎感知器 (非アナログ式)

第 10.5.2 表 消火設備の主要仕様

(1) 電動機駆動消火ポンプ

台 数 1
出 力 約 280kW
容 量 約 390m³/h

(2) ディーゼル駆動消火ポンプ

台 数 1
出 力 約 259kW
容 量 約 390m³/h

(3) 電動消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用、既設）

台 数 1
出 力 約 160kW
容 量 約 300m³/h

(4) エンジン消火ポンプ（1号、2号及び3号炉共用、既設）

台 数 1
出 力 約 168kW
容 量 約 300m³/h

(5) 全域ガス消火設備

a. ハロゲン化物消火設備

消火剤：ハロン 1301
消火剂量：消防法施行規則第 20 条に基づき算出される量以上

設置箇所：火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画

b. 二酸化炭素消火設備

消火剤：二酸化炭素
消火剂量：消防法施行規則第 19 条に基づき算出される量以上
設置箇所：火災発生時の煙の充満等による消火活動が困難な火災区域又は火災区画及び火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画

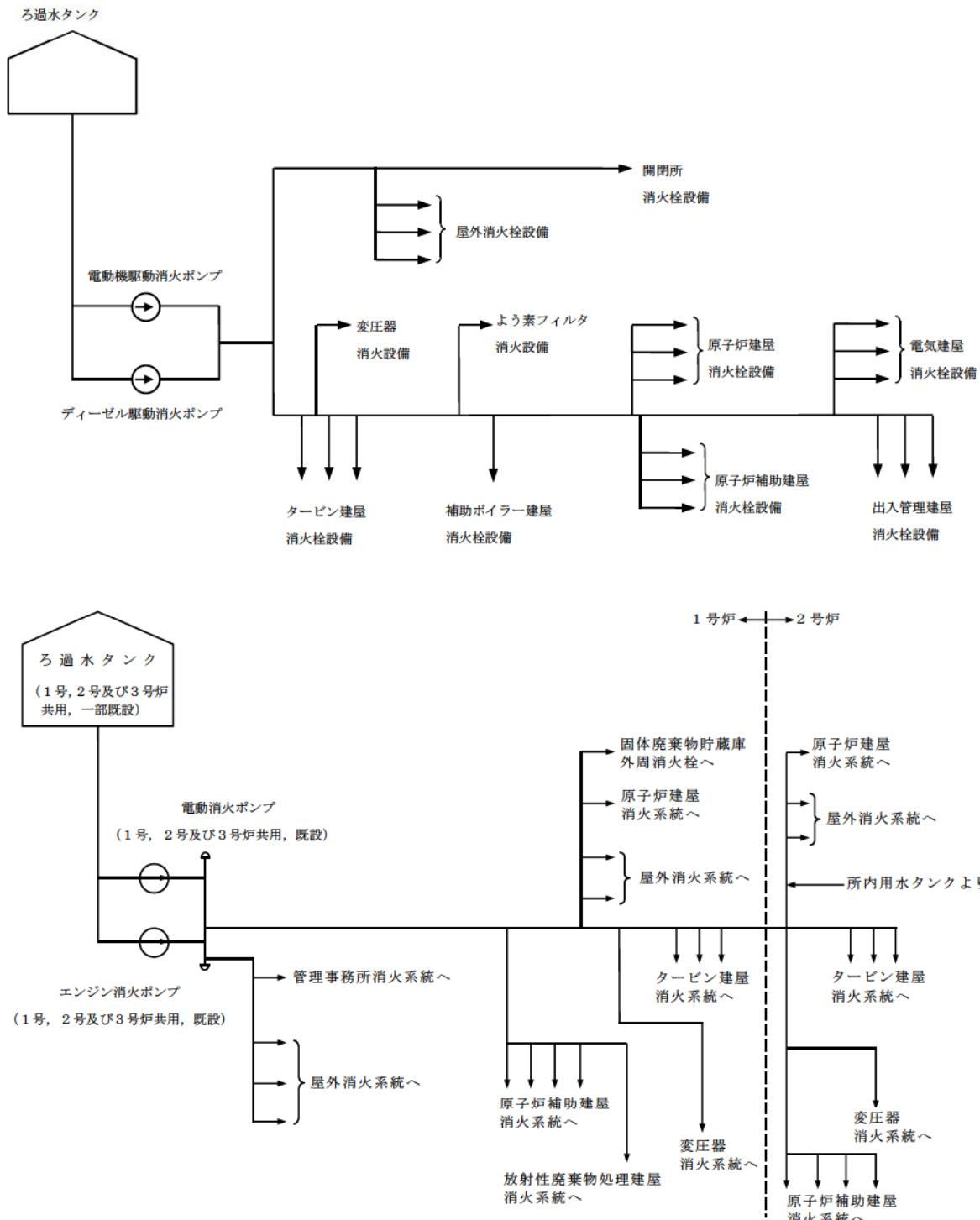
第10.5.3表 消火設備の主な故障警報

設備		主な警報要素
消火ポンプ	電動機駆動消火ポンプ及び電動消火ポンプ（1号，2号及び3号炉共用，既設）	ポンプトリップ，電源異常（地絡，過負荷），電源断，電圧低
	ディーゼル駆動消火ポンプ	ポンプトリップ，装置異常（燃料・冷却水レベル低下）
	エンジン消火ポンプ（1号，2号及び3号炉共用，既設）	ポンプトリップ，装置異常（燃料・冷却水レベル低下）
全域ガス 消火設備	二酸化炭素消火設備	設備異常 (電源故障，断線，短絡，地絡)
	イナートガス消火設備	
	ハロゲン化物消火設備	

※火災検知については火災区域に設置された感知器又は消火設備のガス放出信号により中央制御室に警報発報。

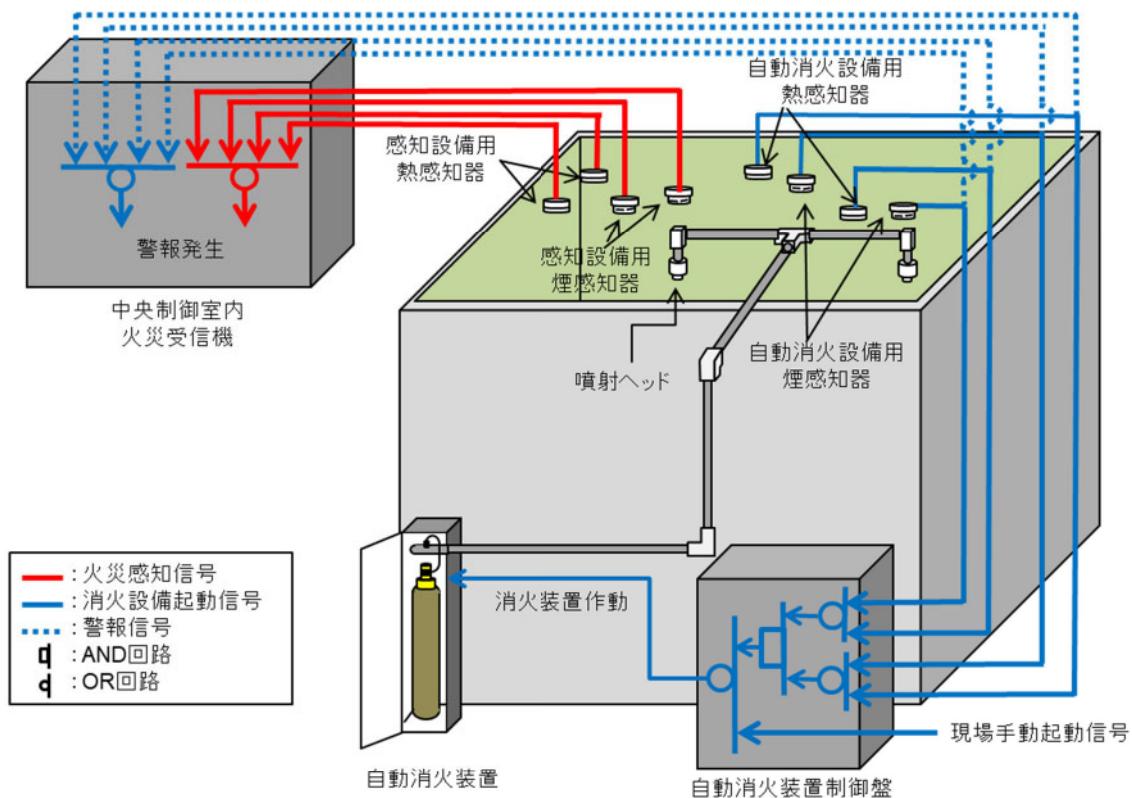
また，作動原理を含めて単純な構造であることから故障は考えにくいが，誤作動についてはガス放出信号により確認可能である。

【別添1-資料1(2.1.2.1)】

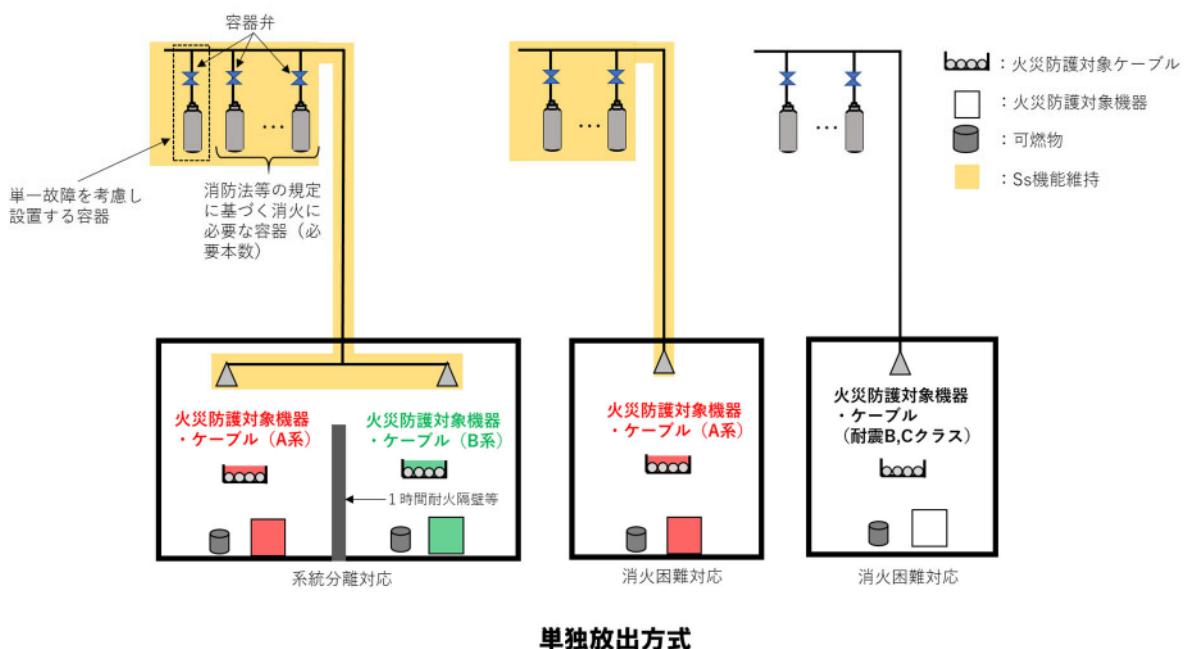


第 10.5.1 図 消火栓設備系統概要図

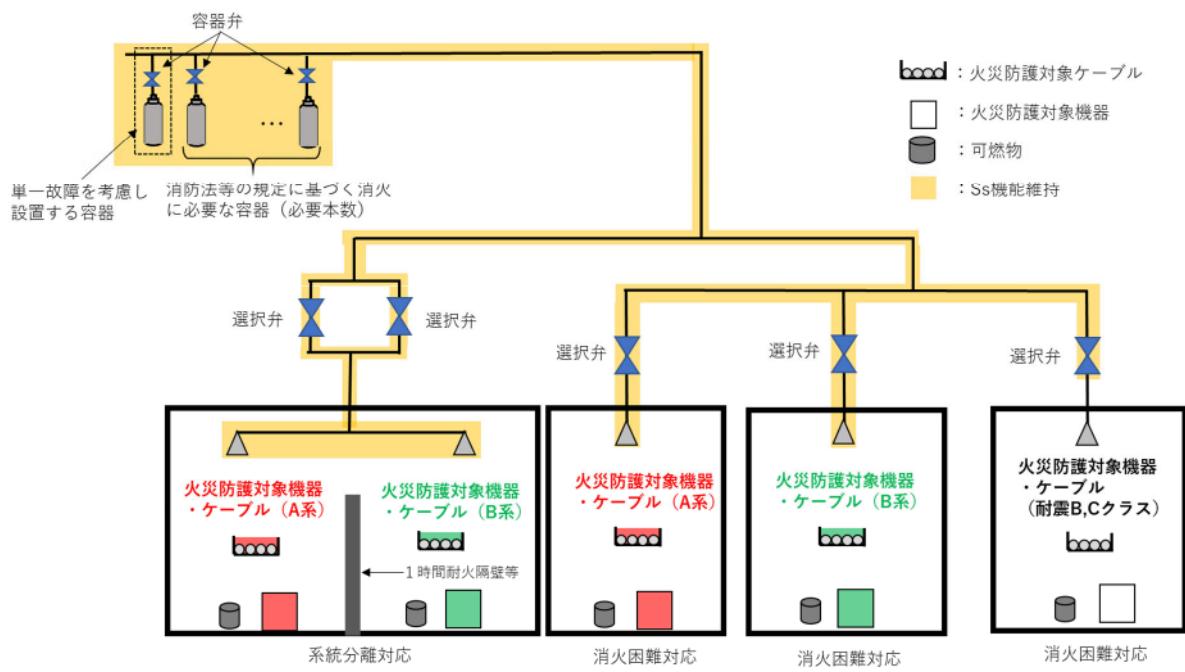
【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】



第 10.5.2 図 全域ガス消火設備概要図



単独放出方式

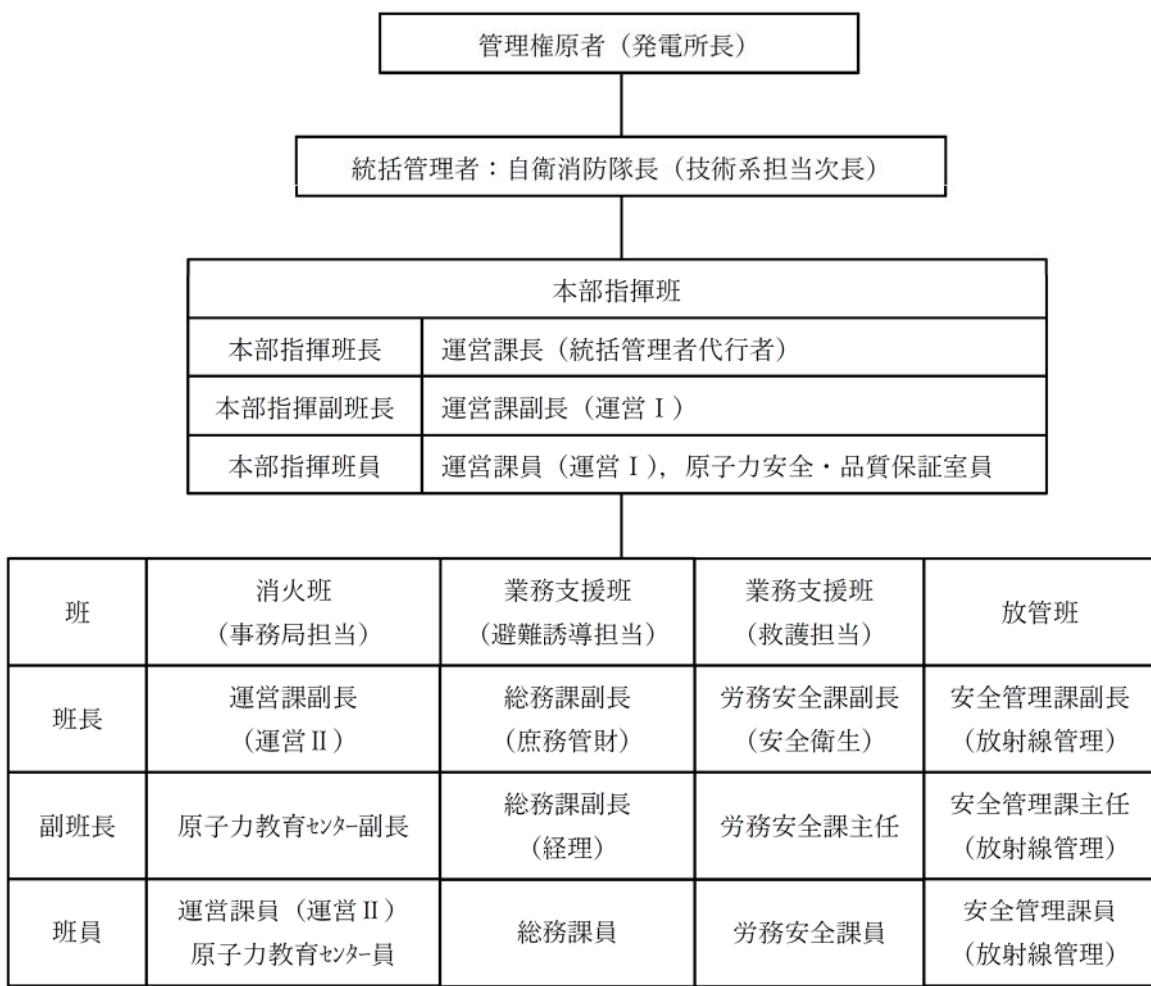


○全域ガス消火設備の耐震性は、消火対象機器の耐震性に応じて設定する。
○系統分離対応の自動消火設備は、消火困難対応の消火設備と共用する。

選択放出方式

第 10.5.3 図 系統分離に応じた独立性を考慮した消火設備概要

【別添 1-資料 1(2.1.2.1)】



第 10.5.4 図 自衛消防隊体制図

泊発電所 3号炉における「重要度分類審査指針」に基づく原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能及び系統の抽出について

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針			泊発電3号炉
分類	定義	機能	
		構造物、系統又は機器	原子炉停止 及み活性停止 を遮断し、維持 するためには必要 な機能
		原子炉容器 蒸気發生器 1次冷却材ポンプ 加圧器 配管、弁	火災による機能影響 ^{※1}
		原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系（計装等の小口径配管・機器は除く）	（原子炉容器、蒸気發生器、1次冷却材ポンプ（原子炉冷却材圧力バウンダリになる範囲）、加圧器配管、配管、弁等については、金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能が喪失されるはない。）
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって、(a)炉心の著しい損傷、又は(b)燃料の大規模な破損を引き起こすおそれのある構造物、系統及び機器	(1)原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 (2)過剰反応度の印加防止機能	○ (一部) （原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する開關弁は、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶ可能性がある。）
		制御機能引出管	（制御機能引出管圧力ハウジング、平内計装引出管については、金属等の不燃性材料で構成されたり、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶおそれはない。）
		制御機能引出管圧力ハウジング	○ (一部) （制御機能引出管圧力ハウジングについては、金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉冷却材圧力バウンダリ機能に影響が及ぶおそれはない。）
		炉心槽	
		上部炉心支持板	
		上部炉心支持柱	
		上部炉心支持物（炉心槽、上部炉心支持板、上部炉心支持柱、上部炉心板、下部炉心支持板、下部炉心板）	（炉心支持構造及び燃料集合体は、原子炉容器内に設置されており、原子炉の状態がモード1～モード2の状態にあっては、原子炉冷却材を含む開じた系統となり、原子炉冷却材で火災が発生するおそれはなく、炉心支持物の機能喪失に影響が及ぶおそれはない。）
		下部炉心支持柱	
		下部炉心支持板	
		燃料集合体（燃料を除く）	

※1 各装置から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度にして図るべく火災防護対策を個別に評価した結果を添付資料5に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			泊発電3号炉		
分類	定義	機能	構造物、系統又は機器	制御物	原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するためが必要な機能
					火災による機能影響
MS-1	1)原子炉の緊急停止機能	原子炉停止系の制御機による系（熱膨胀クラスマウスピード及び制御駆動系）	直接遮断系（熱膨胀）、燃料集合体の制御幹内シングル制御クラスマウス内管	直接遮断系（熱膨胀）・燃料幹内シングル制御クラスマウス内管	（制御、制御幹クラスマウス内管、燃料集合体の制御機等）は原子炉容器内に設置されてしまり、原子炉の火災が発生するおそれはない。また、制御駆動装置（ドリップ燃焼）は金属等の燃材料で構成する機器であるため、火災によって原子炉の緊急停止機能に影響が及ぶおそれはない。）
	2)未臨界維持機能	原子炉遮断系（熱膨胀）、化学体積制御設備の内ほへ酸水注入系（ホウ酸ポンプ、ホウ酸ポンプ）、再生熱交換器、配管及び井（ほうタンクからほう酸ポンプ、先天下んばく、再生熱交換器を経て1次冷却設備までの範囲）	直接遮断系（化学体積制御設備）、ガソミニアムフローライン遮断、井（再生熱交換器用井）、ガソミニアムフローライン遮断用井（1次冷却設備用井）、1次冷却設備用井（ほう酸ポンプ）、再生熱交換器用井（ほう酸ポンプ）、再生熱交換器用井（ほう酸ポンプ）、1次冷却設備用井（ほう酸ポンプ）	直接遮断系（化学体積制御設備）、ガソミニアムフローライン遮断、井（1次冷却設備用井）、1次冷却設備用井（ほう酸ポンプ）、再生熱交換器用井（ほう酸ポンプ）、再生熱交換器用井（ほう酸ポンプ）、1次冷却設備用井（ほう酸ポンプ）、1次冷却設備用井（ほう酸ポンプ）	（制御部は、原子炉容器内に設置されたり、原子炉の火災が発生することは考えにくく、未臨界維持機能に影響が及ぶおそれはない。また、制御駆動装置及び制御駆動用圧力ハウジングは金属等の燃材料で構成する機器であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉の未臨界維持機能に影響が及ぶおそれはない。）
	3)原子炉遮断材カバーフィンダリの遮断機能	加圧器安全弁（制機能）	加圧器安全弁（安全弁制機能）	○	（制御部は、原子炉遮断材カバーフィンダリは、金属等の下性性材料で構成する機器であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって原子炉遮断材カバーフィンダリの遮断機能に影響が及ぶおそれはない。）
	4)原子炉停止後の給熱機能	残留熱を除去する系（余熱除去系、補助給水系、蒸気生産器2次側開閉弁及び主蒸気系、給水系、主蒸気安全弁、主蒸気急速切り井（手動駆動装置））	余熱除去装置（余熱除去弁及び主蒸気系、給水系、主蒸気安全弁、主蒸気急速切り井（手動駆動装置））	○	○

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策を簡略に示した結果を添付資料5に示す。

発電用軽水形原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉
分類	定義	機能	
		構築物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を遅延し、維持するためには必要な機能 火災による機能影響
		直接起動系 (余熱除去設備)	○
		直接起動系 (補助給水ポンプ、タービン動力補助給水ポンプ、補助給水ピット、配管及び弁(補助給水ピットから補助給水ポンプを経て主水配管との合流部までの範囲))	○
MS-1	1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧を防ぐし、敷地外に公衆への輻射線の影響を防止する構築物、系統及び機器	4)原子炉停止後の給熱能力 蒸気系、蒸気発生器2次側隔離弁までの主蒸気系、給水系、主蒸気安全弁、主蒸気急速がし弁(手動遮がし機能))	○
		主蒸気送機(蒸気発生器、主蒸気隔離弁、主蒸気安全弁、主蒸気送機)、配管及び弁(蒸気発生器から主蒸気隔離弁の範囲)	○
		給水設備(蒸気発生器、主給水隔離弁、配管及び弁(蒸気発生器から主給水隔離弁の範囲))	○

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策を個別に評価した結果を添付資料5に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉
分類	定義	機能	
		構造物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するためには必要な機能 火災による機能影響
		低圧注入系（余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、燃料取替用ホース、燃料取替用ホース及び燃焼管、燃料取替用ポンプ及び燃焼管、燃料取替用ポンプ及び燃焼管、燃料取替用ポンプ及び燃焼管、燃料取替用ポンプ及び燃焼管）	
		直接駆動系（低圧注入系）	○
		直接駆動系（高圧注入系）	○
MS-1	1)異常状況発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を放去し、原子炉冷却圧力バウンダリの過圧を防ぎ、敷地外公衆への輻射線の影響を防止する構造物、系統及び機器	非常用炉心冷却系（低圧注入系、高圧注入系、蓄圧注入系） 5)炉心冷却機能 の過圧の影響を防止す る構造物、系統及び機器	○ 高圧注入系（燃料取替用ホース、高圧注入ポンプ、配管及び弁（燃料取替用ホース及び燃焼管から高圧注入ポンプを経て1次冷却設備までの範囲）、燃焼管及び燃焼管サンプ）
		直接駆動系（高圧注入系）	○
		蓄圧注入系（蓄圧タンク）	蓄圧注入系（蓄圧タンク、配管及び弁（蓄圧タンクから1次冷却設備までの範囲））

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要な応じて図るべき火災防護装置を個別に評価した結果を添付資料に示す。

発電用軽水炉原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電力3号炉
分類	定義	機能	
		<p>構造物、系統又は機器</p> <p>原子炉格納容器（供給容器本体、貫通形（ヘネトレーシヨン）、エアロック、機器搬入口）</p> <p>アニュラス</p> <p>原子炉格納容器隔壁及び格納容器バウンダリ配管</p>	<p>原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するためには必要な機能</p> <p>火災による機能影響</p>
MS-1		<p>1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残留熱を除去し、 原子炉冷却水圧計の閉じ込め機能。 2)放射性物質の漏れへの遮断機能。 過圧を防止し、敷地外向公衆へ 過度の放射線の影響を防止す る機能、 系統及び機器</p> <p>原子炉格納容器ブレイヤー設備、燃料取替用ドクトル、格納容器ブレイヤー、 格納容器スプレイ冷却却器、よう素除去装置、スプレイエダクタ、 スプレイリング、スプレイブル、配管及び井、燃料取替用ホビット及び各 格納容器再処理装置ブレイヤー、格納容器スプレイブル、よう素除去装置、 安全隔壁室空気洗浄化系、可燃性ガス監視制御系 イエダクタを除く格納容器スプレイ配管、までの範囲）</p> <p>アニュラス空気化セパレータユニット、アニュラス空気化フィルタユニット、アニュラス空気化設備 アニュラス空気化ファン、ダクト及びダンパー</p> <p>直接開放系 (アニュラス空気化空気淨化装置)</p> <p>非へい音器（外部遮へい壁）</p>	<p>原子炉の高温停止及び低温停止の遮断・維持に係らない機能</p> <p>（原子炉の高温停止及び低温停止の遮断・維持に係らない機能）</p>

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するためには必要な機能への影響を考慮し、重要な方に応じて図るべく火災防護対策を個別に詳述した結果を添付資料中に示す。

発電用軽水形原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉
分類	定義	機能	
		機能 機器物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止のため、制御機能を維持するためには必要な機能 火災による機能影響
		「原子炉保護系への作動信号の発生機構」 ・原子炉保護系の安全保護回路	(原子炉保護系の安全保護回路は、火災の影響を受けた場合でも、制御機能が自動的に落すこととなっており、火災によって原子炉保護系の作動信号の発生機能に影響が及ぶおそれはない。)
		「工学的安全機能への作動信号の発生機構」 ・非常用原心冷卻設備作動の安全保護回路	○
		「工学的安全機能への作動信号の発生機構」 ・非常用原心冷卻設備作動の安全保護回路	○
		「工学的安全機能への作動信号の発生機構」 ・主蒸気ライン遮断の安全保護回路	(原子炉の高温停止及び低温停止の造成・抑制に係らない機能)
		「工学的安全機能への作動信号の発生機構」 ・原子炉格納容器隔壁遮断の安全保護回路	
		非常用交流電源設備（ディーゼル機械、ディーゼル発電機から非常用自動切換までの配電設備及び電池）	
		直接駆動系 (非常用交流電源設備) ・燃料系 ・電気系 ・駆動用空気系 ・冷却水系 ・潤滑油系	
		中央制御室及び中央制御室へい	○
		非常用所内配管系、制御室及びその他の機器物、系統及び機器	中央制御室空調装置（放熱炉遮断機能及びガス防護機能）（中央制御室非常用排気扇、中央制御室非常用排気扇、中央制御室非常用排気扇）、制御用非常用排気ファン、中央制御室排煙ファン、ダクト及びダクト
MS-1	2)安全上特に重要なその他の機器物、系統及び機器	原子炉遮断冷却水設備（原子炉遮断冷却水ポンプ、原子炉遮断冷却水系、原子炉遮断冷却水系、原子炉遮断冷却水系、原子炉遮断冷却水系、MS-1開通のもの）	原子炉遮断冷却水設備（原子炉遮断冷却水ポンプ、原子炉遮断冷却水系、配管及び弁（MS-1開通機能への冷却水ラインの範囲））
		直接駆動系 (原子炉遮断冷却水)	直接駆動系 (原子炉遮断冷却水・原子炉遮断冷却水サーチタンク設備)

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策を個別に評価した結果を添付資料5に示す。

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉
分類	定義	機能	
M-S-1	2) 安全上特に重要なその他の構築物、系統及び機器	<p>非常用所内電気系、制御室及びその他の遮へい・換気空間、原子炉冷却水系、原子炉冷却水系、圧流監視系、制御用圧縮空気設備（いずれも、MS-1機能のもの）</p> <p>○</p>	<p>原子炉の高温停止及び低温停止を遅延し、維持するための必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて取扱う機能</p> <p>○</p>
PS	1) 原子炉冷却材を内蔵する機能 (ただし、原子炉冷却材がバウンドアリから漏れられるものの及びバウンドアリに直接接続されていないものは除く)	<p>1) 原子炉冷却材を内蔵する機能 (ただし、原子炉冷却材がバウンドアリから漏れられるものの及びバウンドアリに直接接続されていないものは除く)</p> <p>2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに接続されているものでのあつて、放射性物質を貯蔵する機能</p> <p>3) 燃料を安全に取り扱う機能</p> <p>○</p>	<p>化水体循環設備（再生熱交換器、余剰抽出冷却器、非再生冷却器、冷却材温度式脱塩器、冷却材脱塩器入口パイルタ、冷却材フィルタ、生水隔離タンク、洗浄んボン、射水注入フィルタ、射水ストレーナ、射水冷却器、配管及び井（MS-1機能の範囲））</p> <p>○</p> <p>放射性気体廃棄物処理設備（活性炭式希ガスカラードラップ装置、ガスサンク）</p> <p>○</p> <p>放射性物質バケット（使用済燃料ラックを含む）</p> <p>○</p> <p>燃料取扱装置（燃料移送装置、燃料移送燃料ピットクリーン、燃料取扱クリーン）</p> <p>○</p> <p>燃料取扱装置（燃料取扱キヤナル、キヤスクピット、燃料検査ピット）</p> <p>○</p>

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を遅延し、維持するためには必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて取扱うべき火災防護対策を個別に評価した結果を添付資料5に示す。

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿用設計方針
分類	定義	機能	
PS-2	2)通常運転及び運転時の中止時における重要度分類に付随する機器又は機能	機器物、系統又は機器 安全弁、吹き止まり機能 加圧器安全弁（吹き止まり機能） 加圧器逃がし弁（吹き止まり機能）	原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するためには必要な機能 （加圧器安全弁（吹き止まり機能）は、金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能が及ぶことはない。） ○
MS-2	1)燃料アーラル水の補給機能 MS-2 1)PS-2の機器物、系統及び機器 又は設備に付随する機器物、系統及び機器 十分小さくなるようにする機器物、系統及び機器	使用済燃料ビットと補給水系 1)燃料アーラル水の補給機能 2)放射性物質放出の防止機能	（原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能） — （原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能） — （原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能） — （原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能） —

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策を個別に評価した結果を添付資料に示す。

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉
分類	定義	機能	
		機器 構造物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を遮断し、維持するためには必要な機能 火災による機能影響
MS-2	2)異常状態への対応上特に重要な構造物、系統及び機器	<ul style="list-style-type: none"> ・中性子源領域中性子束 ・原子炉トリッガ装置の状態 ・ほう素濃度（サンプリング分析） ・1次冷却材圧力 ・1次冷却材最高温度（圧縮）及び1次冷却材低溫度（圧縮） ・加圧器水位 ・格納容器圧力 ・格納容器圧レジエリアモニタ（低レシソ） ・格納容器圧レジエリアモニタ（高レシソ） 【高温停止への航行】 ・1次冷却材圧力 ・1次冷却材最高温度（圧縮）及び1次冷却材低溫度（圧縮） ・加圧器水位 ・ほう酸タンク水位 【蒸気発生器監視】 ・蒸気発生器水位（圧縮） ・蒸気発生器水位（後域） ・補助給水ライン流量 【蒸気発生器 2 号燃焼室】 ・蒸気発生器水位（圧縮） ・蒸気発生器水位（後域） ・補助給水ライン流量 ・主蒸気ライイン圧力 ・補助給水ピッカ水位 【開閉操作モードの切替】 ・燃料取替用セパレート水位 ・格納容器再灌漿サンプル水位（後域） 加圧器逃がし弁（手動開閉機能） 	○
	1)事故時のプラント状態の把握機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸タンク水位 【蒸気発生器監視】 ・蒸気発生器水位（後域） ・補助給水ライン流量 ・主蒸気ライイン圧力 ・補助給水ピッカ水位 【開閉操作モードの切替】 ・燃料取替用セパレート水位 ・格納容器再灌漿サンプル水位（後域） 加圧器逃がし弁（手動開閉機能） 	○
	2)異常状態の緩和機能	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁 ヒータ（後備ヒータ）、加圧器逃がし弁 元井 加圧器逃がし弁元井（開閉機能） 	— （原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に係らない機能）
	3)制御室内からの安全停止機能	制御室内原子炉停止装置（安全停止に関連するものの）	○

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべく火災防御方策を個別に評価した結果を添付資料5に示す。

			沿岸電源3号炉	
分類	定義	機能		
		機能	構造物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 火災による機能影響
	1)原子炉冷却材保持機能 (PS-1, PS-2以外のもの)	原子炉冷却材圧力バウンダリから輸送される計装配管、井戸計装等の小口径配管、井戸ベンチ配管、井戸	計装配管、井戸 計装取扱装置の計装、井戸	— (原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能)
	2)原子炉冷却材の漏泄機能	1次冷却材ポンプ及びその配管系	1次冷却材ポンプ 化学水処理制御設備 (海水注入系、1次冷却材ポンプスタンダードバイブ、配管、井)	— (原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能)
PS-3	3)放射性物質の貯蔵機能	放射性廃棄物貯蔵施設 (放射能インベントリの小さいもの)	液体廃棄物処理装置 (加圧槽湯がしタンク、精練容器サンプル、廃液行成ビックト、冷却材貯蔵タンク、格納容器冷却材ドレーファン、補給装置サブタンク、洗浄排水タンク、洗浄海水蒸留水タンク、洗浄排水濃縮液洗浄タンク、原液蓄留水タンク、酸洗ドレンタンク、過塩素酸タンク) 液体廃棄物処理装置 (使用済用剤貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫)	— (原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能)
	4)電源供給機能 (非常用を除く)	主蒸気系 (鍋屋井以後)、給水系 (鍋屋井以前)、送電線、変圧器、開閉所、開閉所	新燃料ランク 新燃料ランク 発電機及び励磁装置 (発電機、励磁装置) 直接駆動系 (発電機及びその他の) 直接駆動系 ・タービン発電機回生ガス系 ・タービン発電機密封油系 ・油圧油装置 蒸気タービン (主タービン、主要弁、配管) 直接駆動系 (蒸気タービン) ・タービン制御系 直接駆動系 (送水ポンプ、循環水ポンプ、配管、井) 直接駆動系 (送水設備) ・海水設備 (海水ポンプ、海水ポンプ、配管、井)	— (原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能)

*1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を成し、維持するためには必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るとき火災防護装置を個別に評価した結果を添付資料に示す。

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針

別添1-資料2-添付1-11			泊発電第3号炉
分類	定義	機能	備考
		機械、装置、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには必要な機能
		給水設備（電動主給水ポンプ、タービン駆動主給水ポンプ、給水加熱器、配管、弁） 直接噴射系（海水貯槽） 蓄電用蒸気 所内電源系統（MS-1以外） ・発電機又は外燃電源系から所内負荷までの配電設備及び電路 常用所内電源設備（発電機又は外燃電源系から所内負荷までの配電設備及び電路（MS-1以外） 直流水設備（蓄電池、蓄電池から常用負荷までの配電設備及び電路（MS-1以外） 計測用電気設備（電源装置から常用計測設備まで） 制御用電気設備（MS-1以外） 蓄電池 直接噴射動力発用電源設備 電動機 電圧器（主変圧器、所内変圧器、予備変圧器、後備変圧器、電端） 直接噴射系 （充圧器） 劣化防止装置 充電機負荷制限器 制御所（母線、遮断器、断路器、電端） 原子炉制御系の一部 原子炉計装の一部 プロセス計装の一部	火災による機能影響
PS-3	1)異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の機器、系統及び機器	4)電源供給機能（非常用を除く） 主蒸気系（爆発弁以後）、給水系（爆発弁以前）、送電網、変圧器、隔離所	原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に係らない機能
	5)プラント計測・制御機能（安全保護機能を除く）	原子炉制御系、原子炉計装、プロセス計装	原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に係らない機能
	6)プラント運転援助機能	補助蒸気系、制御用压缩空気設備（MS-1以外）	原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に係らない機能
		直接噴射系 蓄電用蒸気設備 制御用圧縮空気設備（MS-1以外）	（原子炉の高温停止及び低温停止の達成・維持に係らない機能）

*1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護方策を簡略化した結果を添付資料5に示す。

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉
分類	定義	機能	
PS-3	1)異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の機器、系統及び装置 6)プラント運転継続機能	原子炉建機合造設備 (MS-1閣道以外) (配管、弁) 輔受冷却設備 (輔受冷却水ポンプ、熱交換器、配管、弁) 直接駆動系 (輔受冷却設備) 給水処理設備 (配管、弁) 直接駆動系 (給水処理設備)	原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能
MS-3	2)原子炉冷却材中放射性物質濃度を過渡的に支撐する機器、系統及び機器 2)原子炉冷却材の浄化機能	核分裂生成物の原子炉冷却材中の燃料排煙管 上ノ下部吸栓 化学体噴霧抑制設備 (体積抑制タンク、再生熱交換器 (鋼網)、非再生冷却器 (管網)、冷却材場ignon貯槽塔、冷却材貯槽塔入口フィルタ、冷却材フィルタ、抽出設備開通配管、弁)	原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能
MS-3	1)運転前の異常な温度変化があつても、MS-1、MS-2どちらもいまって、原子炉圧力上昇の機器、系統及び機器	加圧器逃がし弁 (自動操作) 直接駆動系 (加圧器逃がし弁) 加圧器逃がし弁 (自動操作)	原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能 原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには必要な機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策を個別に詳述した結果を添付資料5に示す。

発電用海水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉	
分類	定義	機能		
		構築物、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能	火災による機能影響
		タービンランナーパック系、制御棒引抜阻止イ ンターロック	—	—
	2)出力上昇の抑制機能	タービンランナーパック系、制御棒引抜阻止イ ンターロック	原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能	—
MS-3	1)運転中の異常な温度変化があ つても、MS-1、MS-2とあ いまって、事故を緩和する構築 物、系統及び機器	化学供給装置の光てんそ、1次冷却系循 環水設備	(原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能)	—
		直接噴射系 (1次系補給水ポンプ ア)	—	—
		タービン保安装置 ^{※2}	—	—
		主蒸気止め弁(遮断能) ^{※2}	—	(原子炉の高温停止及び低温停止の造成・維持に係らない機能)

※1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を造成し、維持するためには必要な機能への影響考慮し、重要なに応じて図るべき火災防護対策を個別に記載した結果を添付資料中に示す。

※2 添付書類十の「運転時の異常な温度変化」のうち「蒸気发生器への過熱海水」の解析において「タービントリップ」を影響緩和のための安全機能として期待しているが、火災防護上、原子炉の高温停止及び低温停止には担当しない。

発電用軽水原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			沿岸電3号炉				
分類	定義	機能					
		機器、系統又は機器	原子炉の高温停止及び低温停止を遅延し、維持するためには必要な機能 火災による機能影響				
MS-3	2)緊急時への対応に必要な機器、系統及び機器 常状態の光能機能	<p>緊急時対策所</p> <table border="1"> <tr> <td>直接遮断系 (緊急時対策所)</td> <td>情報収集設備 ・情報遮断設備 ・資材及び器材</td> </tr> </table> <p>蒸気發生器プローダウンライン（サンプリング機能を有する範囲）</p> <p>試料採取設備（通常時に必要な機能を有する配管、井（原子炉冷却水放射性物質濃度サンプリング分析、原子炉格納容器周囲気体放射性物質濃度サンプリング分析））</p> <p>通常運営設備 (1つの専用回路を含む複数の回路を有する専用遮断設備) 位計測監視設備</p> <p>原子炉計装の一部</p> <p>消防設備（水利水槽、泡沫水槽、二酸化炭素消火設備）</p> <p>直接遮断系 (消防設備) ・ポンプ冷却水 ・う浦水タンク ・火災検出装置（警報機含む） ・防火扉、防火ダブル、耐火壁、隔壁（消火設備の機能を維持・担保するためには必要なもの）</p> <p>安全運営道路</p> <table border="1"> <tr> <td>直接遮断系 (安全運営通過)</td> <td>安全運営用扉</td> </tr> </table>	直接遮断系 (緊急時対策所)	情報収集設備 ・情報遮断設備 ・資材及び器材	直接遮断系 (安全運営通過)	安全運営用扉	
直接遮断系 (緊急時対策所)	情報収集設備 ・情報遮断設備 ・資材及び器材						
直接遮断系 (安全運営通過)	安全運営用扉						

表1 各系統から抽出された機器に対して、火災による原子炉の高温停止及び低温停止を遅延し、維持するためには必要な機能への影響を考慮し、重要なに応じて図るべき火災防護方策を個別に記載した結果を添付資料中に示す。

泊発電所 3号炉における
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する
構築物、系統及び機器の火災防護対策について

<目 次>

1. 概要
 2. 要求事項
 3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について
 3. 1. 重要度分類審査指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定
 3. 2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認
 3. 2. 1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能
 3. 2. 2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能
 3. 2. 3. 燃料プール水の補給機能
 3. 2. 4. 放射性物質放出の防止機能
 3. 2. 5. 放射性物質の貯蔵機能
 3. 3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定
 4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定
 5. 火災感知設備の設置について
 6. 消火設備の設置について
- 添付資料 1 泊発電所 3号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について
- 添付資料 2 泊発電所 3号炉における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための機器リスト
- 添付資料 3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」

泊発電所 3号炉における
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する
構築物、系統及び機器の火災防護対策について

1. 概要

泊発電所3号炉において、単一の内部火災が発生した場合にも、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な機器等を抽出し、その抽出された機器等に対して火災防護対策を実施する。

2. 要求事項

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器への要求事項を以下に示す。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

2. 基本事項

- (1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。
- ① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
 - ② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域

3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の選定について

設計基準対象施設のうち、単一の内部火災が発生した場合に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要となる機器等を選定する。機器等の選定は「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類審査指針」という。)に基づき、原子炉が出力運転中であるモード1、2、高温停止状態であるモード3、4、原子炉の低温停止状態であるモード5、6において、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するために必要な構築物、系統及び機器を抽出し、以下のとおり実施する。

3.1. 重要度分類審査指針における放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能の特定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能について、重要度分類審査指針に基づき、以下のとおり抽出した。(添付資料1)

- (1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能
- (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能
- (3) 燃料プール水の補給機能
- (4) 放射性物質放出の防止機能
- (5) 放射性物質の貯蔵機能

3.2. 火災時に放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統の確認

3.1 項で示した「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」に対し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統を、以下のとおり「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」(JEAG4612-2010)（以下「重要度分類指針」という。）から抽出する。

まず、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統を、重要度分類指針を参考に抽出すると下表のとおりとなる。（第9-1表）

第9-1表 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成するための系統
(1) 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器 ・アニュラス ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・アニュラス空気再循環設備
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの） ・使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）
(3) 燃料プール水の補給機能	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット補給水系
(4) 放射性物質放出の防止機能	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性気体廃棄物処理系の隔離弁
(5) 放射性物質の貯蔵機能	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの） ・新燃料貯蔵庫

次に、上記の系統から、火災による放射性物質の貯蔵又は閉じ込めの機能への影響を考慮し、重要度に応じて図るべき火災防護対策について評価した。

3.2.1. 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能

重要度分類指針によると、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に該当する系統は「原子炉格納容器、アニュラス、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ系、アニュラス空気再循環設備」である。

このうち、原子炉格納容器はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する建築物・構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響が及ぶおそれはない^{*1}。

また、一次系配管、主蒸気管等は金属等の不燃性材料で構成されており火災による機能喪失は考えにくいこと、8条別添1-資料10の8.で記載のとおり、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはないことから、アニュラス、原子炉格納容器隔離弁、原子炉格納容器スプレイ系及びアニュラス空気再循環設備は火災発生時には要求されない。さらに、8条別添1-資料1の参考資料2に示すように、これらの系統については設置許可基準規則第十二条に従い、火災に対する独立性を有している。

したがって、火災によって放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮蔽及び放出低減機能に影響を及ぼす系統はない。したがって、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

3.2.2. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能

重要度分類指針によると、原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）、使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫」である。放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの大きいもの）である放射性気体廃棄物処理系の系統概要図を第9-1図に示す。

気体廃棄物処理系のうち、配管、手動弁、ガス圧縮装置、排ガス冷却ユニット、除湿塔ユニット、活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない^{*1}。

また、ガスサージタンクの隔離弁（PCV-1154A/B, PCV-1155A/B, PCV-1156A/B, PCV-1157A/B, WG-031A/B/C/D, WG-033A/B/C/D）並びに下流の放出ラインの空気作動弁及びダンパ（RCV-021, RCV-072A, VS-231A/B, VS-232, FCV-2526, VS-652A/B）はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。

万一、当該弁が誤作動した場合であっても、下流側に設置された活性炭式希ガスホールドアップ塔によって放射性物質が除去されることから、単一の火災によって放射性物質が放出され

ることはない。

第9-1図より、火災によって上記の弁が閉止すると気体廃棄物処理系の活性炭式希ガスホールドアップ塔より上流側で隔離されることとなり、当該弁より下流側（試料採取室排気フィルタユニット、資料採取室排気ファン、排気筒等が設置されているライン）に放射性物質が放出されない。

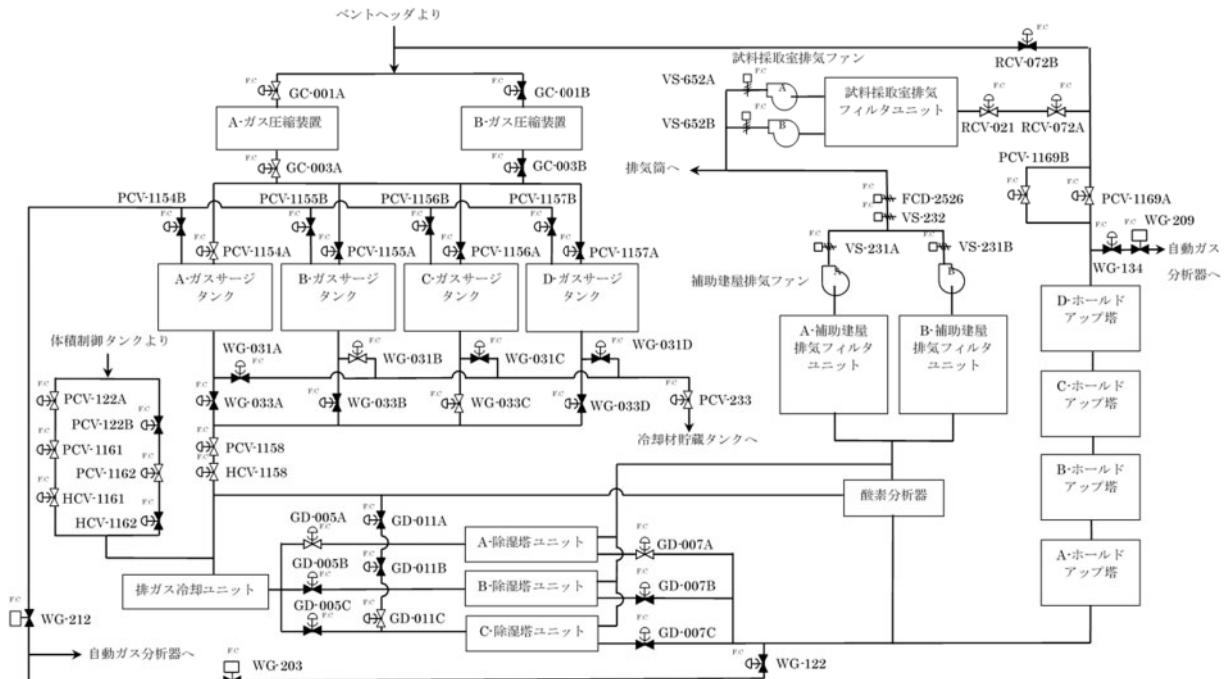
上記の弁以外の空気作動弁、電磁弁についてもフェイル・クローズ設計であり、弁本体は金属等の不燃性材料で構成されており、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない^{※1}。

以上より、気体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。ただし、当該系統は放射能インベントリが大きい系統であり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である、活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク及びガスサージタンク隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び火災の影響軽減対策を実施することとする。

また、使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む）、新燃料貯蔵庫はコンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない^{※1}。

さらに、使用済燃料ピットの間接関連系である使用済燃料ピット冷却浄化系については、火災によって当該機能が喪失しても、使用済燃料ピット水の補給機能に影響を与えないため、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれはない。

したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。



第9-1図 気体廃棄物処理設備の系統概要図

3.2.3. 燃料プール水の補給機能

重要度分類指針によると、燃料プール水の補給機能に該当する系統は「使用済燃料ピット補給水系（燃料取替用水ピットからの使用済燃料ピット水補給ライン）」である。

火災によって使用済燃料ピット補給水系が機能喪失しても、使用済燃料ピットの水位が遮蔽水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に手動弁の手動操作等によって機能を復旧することができることから、火災によって使用済燃料ピット水の補給機能に影響が及ぶおそれはない。

したがって、火災によって使用済燃料ピット水の補給機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。

3.2.4. 放射性物質放出の防止機能

重要度分類指針によると、放射性物質放出の防止機能に該当する系統は「気体廃棄物処理設備の隔離弁」である。

気体廃棄物処理設備の隔離弁（PCV-122A/B, PCV-1154A/B, PCV-1155A/B, PCV-1156A/B, PCV-1157A/B, WG-031A/B/C/D, WG-033A/B/C/D）は第9-1図のとおりフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該隔離弁のケーブルが機能喪失すると駆動用空気が喪失となり自動的に閉止し、気体廃棄物処理設備の放射性気体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系外へ放射性物質が放出されることはない。

万一、当該弁が誤作動した場合であっても、他の空気作動弁によって隔離可能であり、下流

の放出ラインの空気作動弁及びダンパ (RCV-021, RCV-072A, VS-231A/B, VS-232, FCD-2526, VS-652A, B) によっても隔離可能なことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。

ただし、3.2.2 のとおり、万一の機器故障によって放射性物質の漏えいが発生した場合の影響が大きい機器である隔離弁が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。

3.2.5. 放射性物質の貯蔵機能

重要度分類指針によると、放射性物質の貯蔵機能に該当する系統は「放射性廃棄物処理施設(放射能インベントリの小さいもの) 及び新燃料貯蔵庫」である。

(1) 加圧器逃がしタンク、新燃料貯蔵庫

加圧器逃がしタンク、新燃料貯蔵庫については、コンクリート・金属等の不燃性材料で構成する構造物であるため、火災による機能喪失は考えにくいことから、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※¹。

(2) 放射性廃棄物処理施設(放射能インベントリの小さいもの) である液体廃棄物処理設備(貯蔵機能を有する範囲)

放射性廃棄物処理施設(放射能インベントリの小さいもの) である液体廃棄物処理設備(貯蔵機能を有する範囲)について、系統概要図を第9-2図に示す。

液体廃棄物処理設備(貯蔵機能を有する範囲)のうち、配管、手動弁、脱塩塔、廃液蒸発装置、洗浄排水蒸発装置、ほう酸回収装置、タンク、ピット、サンプルは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※¹。

また、各空気作動弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、空気作動弁が誤作動した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が放出されることはない。

放出ラインに設置されている空気作動弁

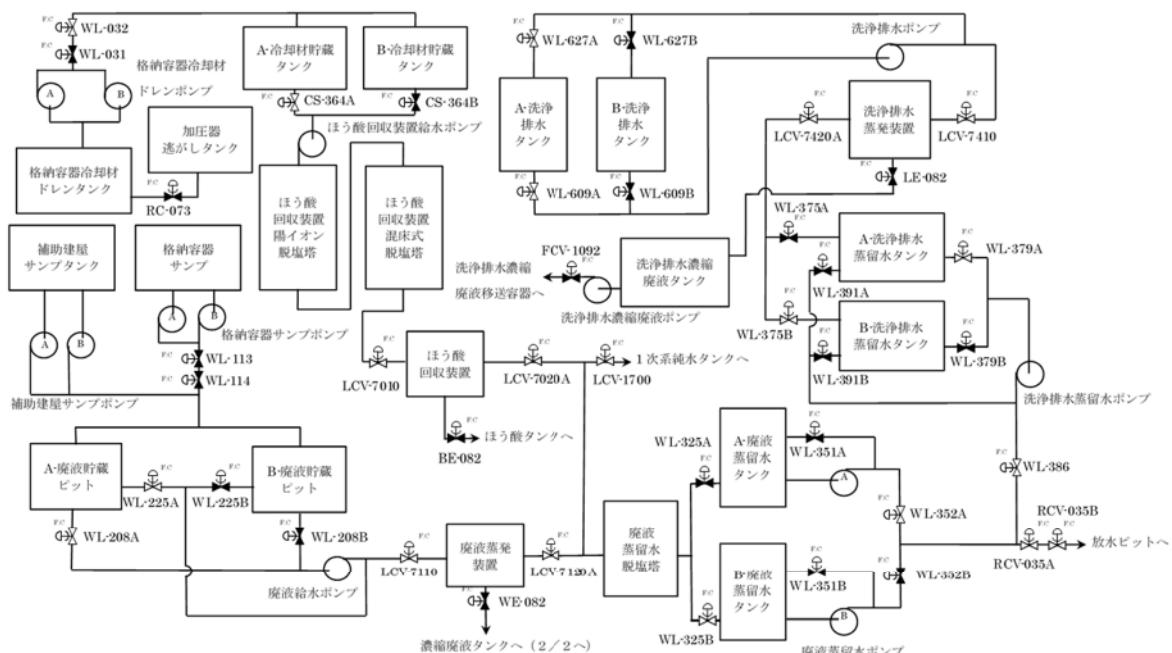
(WL-352A, WL-352B, WL-386, RCV-035A, RCV-035B) は直列に設置しており、単一の弁の誤作動では放射性物質が放出されない設計としている。(第9-2図)

これらの空気作動弁は自動消火設備が設置されている火災区画に設置しており、早期消火が可能な設計としていることから、単一の火災で直列に設置された空気作動弁が同時に機能喪失する可能性はない。

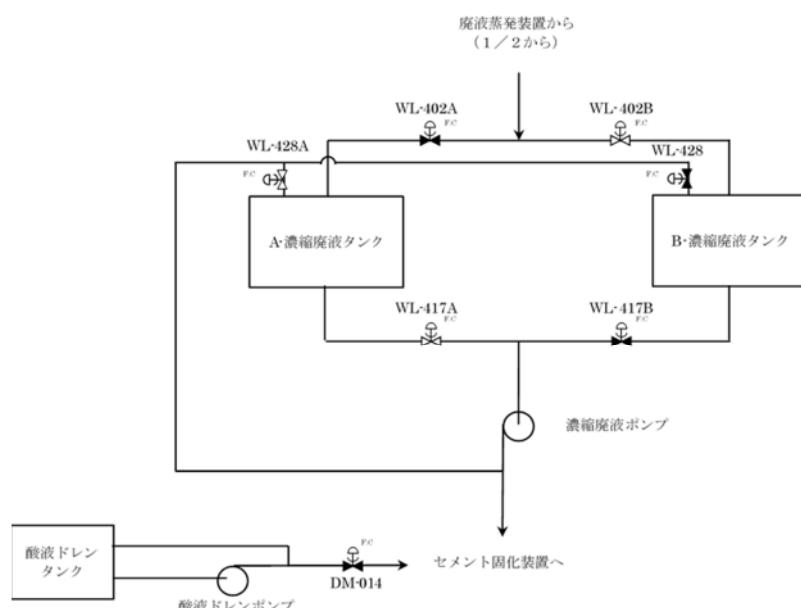
以上のことから、単一の火災によって放射性物質が放出されることはない。(第9-3~9-4図)

また、第9-2図より、火災によって上記の弁が閉止すると液体廃棄物処理系の放射性液体廃棄物は系統内に隔離されることとなり、系統外へ放射性物質が放出されない。

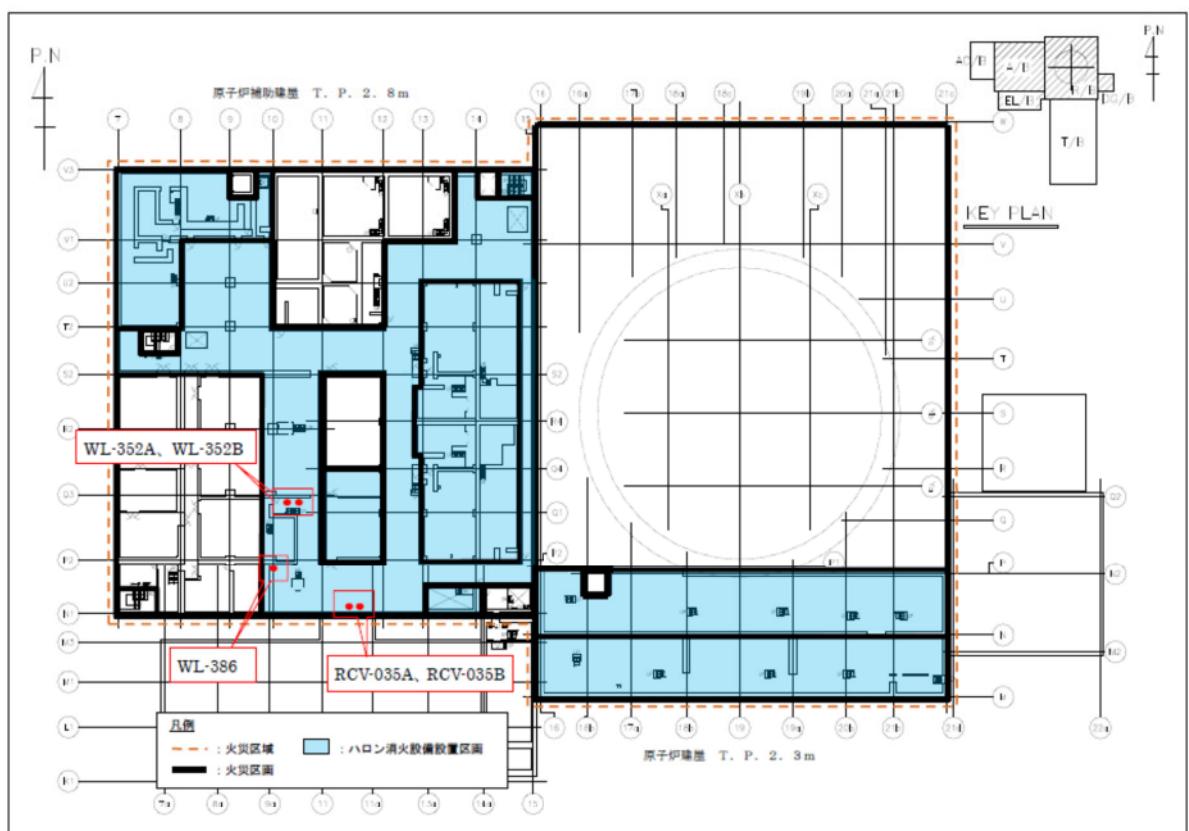
以上より、液体廃棄物処理系は火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が及ぶおそれではなく、これらの機器については、消防法等に基づく火災防護対策を行う設計とする。



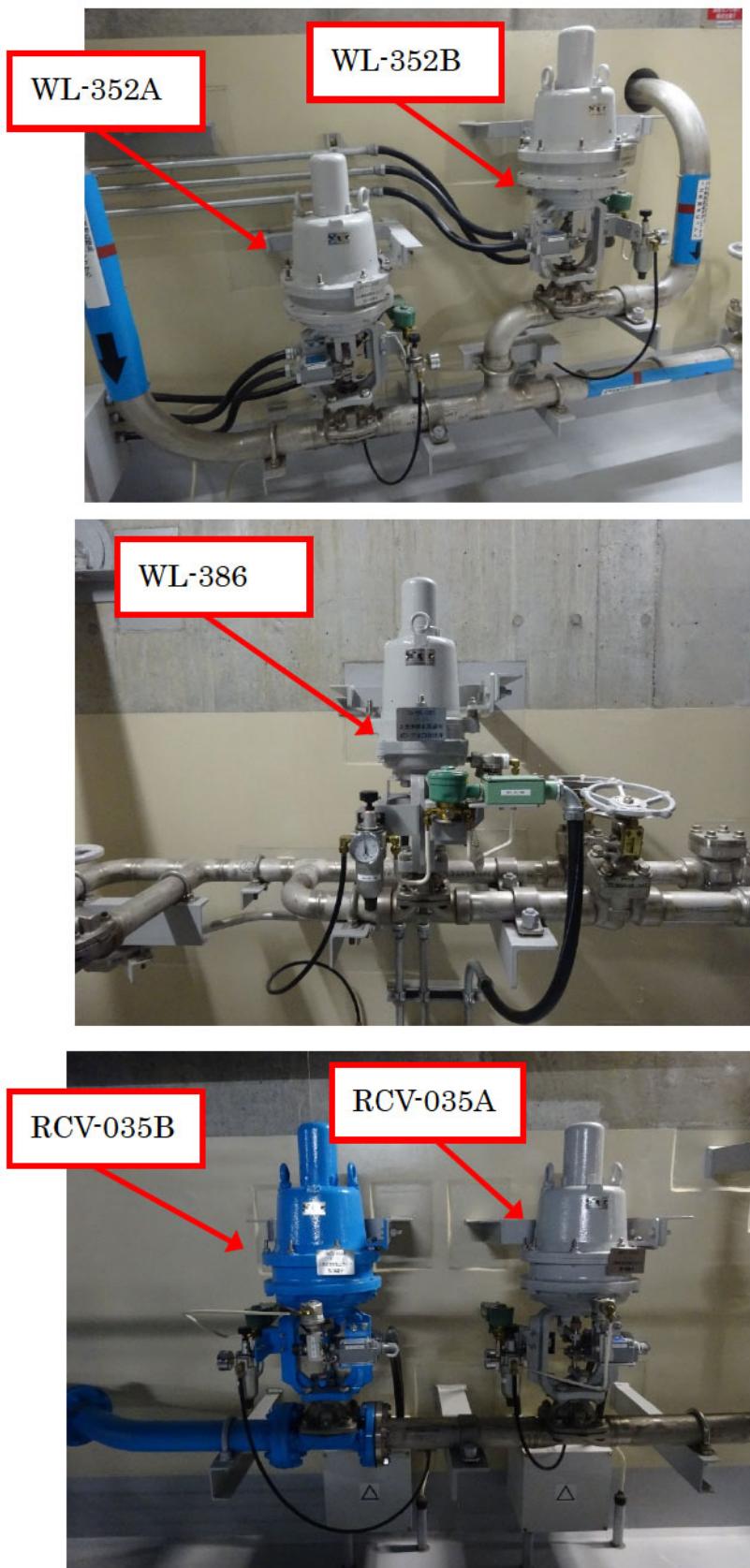
第9-2図 液体廃棄物処理設備の系統概要図（1／2）



第9-2図 液体廃棄物処理設備の系統概要図（2／2）



第 9-3 図 液体廃棄物放出ライン空気作動弁配置図



第9-4図 液体廃棄物放出ライン空気作動弁配置状況

(3) 放射性廃棄物処理施設（放射能インベントリの小さいもの）である固体廃棄物処理設備（貯蔵機能を有する範囲）

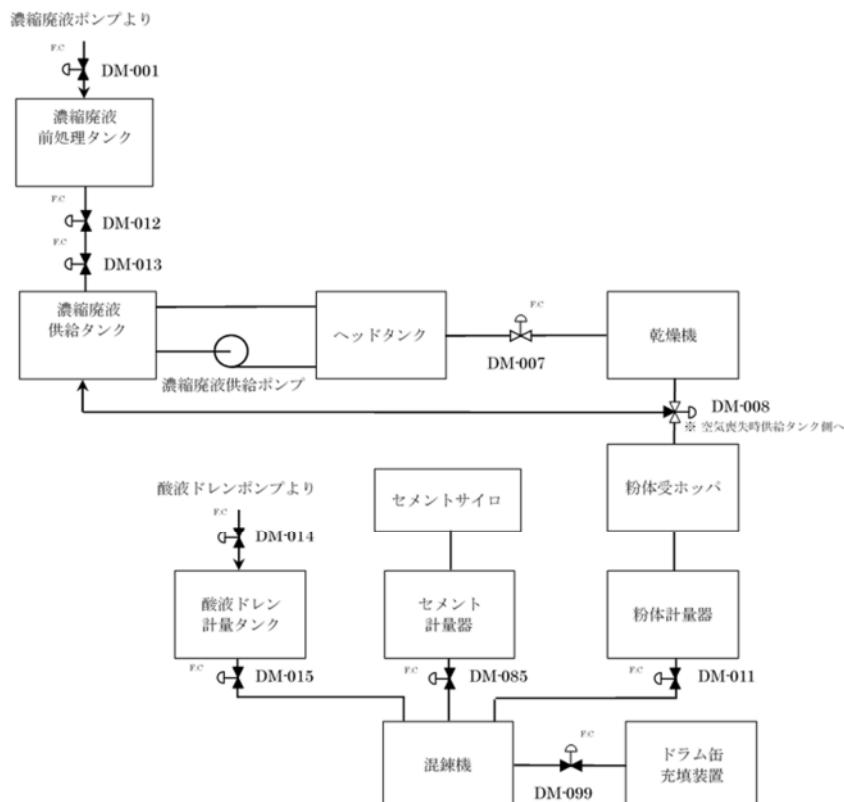
a. セメント固化装置

セメント固化装置の系統概要図を第9-5図に示す。セメント固化装置のうち、配管、手動弁、乾燥機、ホッパ、サイロ、計量器、タンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない^{*1}。

また、各空気作動弁はフェイル・クローズ設計であり、火災によって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無励磁となり当該弁が自動的に閉止する。万一、空気作動弁が誤作動した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が系外に放出されることはない。

セメント固化装置は廃液蒸発装置等の濃縮廃液及び酸液ドレンを不燃材であるセメント固化材と混合し、ドラム缶内に固化する設備であり、セメントによるドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。

したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、これらの機器等については消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。



第9-5図 セメント固化装置の系統概要図

b. 雜固体焼却設備

雑固体焼却設備の機器、配管、弁は金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない^{※1}。

また、雑固体焼却設備は可燃性雑固体、廃油等を焼却処理し減容後、焼却灰をドラム缶に収容する設備であり、焼却灰によるドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。

ただし、雑固体焼却設備が設置されているエリアについては、可燃性固体、廃油等の可燃物を取り扱い、焼却処理する作業エリアであることから、万一の火災の発生を考慮し、雑固体焼却設備が設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。

c. ベイラ

ベイラの機器、配管、弁は金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない^{※1}。

また、ベイラは雑固体焼却設備にて焼却できない物質のうち、減容可能な金属等の固体廃棄物をドラム缶に収容する設備であり、ドラム缶内には発火源がないことからドラム缶内の火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。

ただし、ベイラは油圧駆動装置で多量の作動油を内包していることから、万一の火災の発生を考慮し、ベイラが設置されている建屋を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。

d. 固体廃棄物貯蔵庫

固体廃棄物貯蔵庫はセメント固化装置及び雑固体焼却設備にて発生したドラム缶を貯蔵する設備であり、セメント及び焼却灰を内包するドラム缶内部での火災発生は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない。

ただし、固体廃棄物貯蔵庫には1, 2号機設備であるアスファルト固化装置で処理したドラム缶も保管されており、可燃物であるアスファルトの万一の火災の発生を考慮し、固体廃棄物貯蔵庫を火災区域として設定し、火災防護に係る審査基準に基づき火災防護対策を行う設計とする。

e. 使用済樹脂貯蔵タンク

使用済樹脂貯蔵タンクは金属等の不燃性材料で構成する機械品であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響が及ぶおそれはない※1。

したがって、火災によって放射性物質の貯蔵機能に影響を及ぼす系統はなく、使用済樹脂貯蔵タンクについては消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策を行う設計とする。

※1 火災の影響で機能喪失のおそれがないもの

金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等は、不燃性材料で構成されている。また、配管、タンク、手動弁、電動弁等（フランジ部等を含む）には内部の液体の漏えいを防止するため不燃性ではないパッキン類が装着されているが、これらは弁、フランジ等の内部に取付けており、機器外の火災によってシート面が直接加熱されることはない。機器自体が外部からの炎に炙られて加熱されると、パッキンの温度も上昇するが、フランジへの取付けを模擬した耐火試験にて接液したパッキン類のシート面に機能喪失に至るような大幅な温度上昇が生じないことを確認している。仮に、万一パッキン類が長時間高温になってシート性能が低下したとしても、シート部からの漏えいが発生する程度で、弁、配管等の機能が失われることはなく、他の機器等への影響もない。

以上より、不燃性材料のうち、金属製の配管、タンク、手動弁、逆止弁等やコンクリート製の構造物等で構成されている系統については、火災によっても原子炉の安全機能に影響を及ぼさないものとする。

3.3. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機器等の特定

3.2. での検討の結果、添付資料2に示すとおり、火災時に「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能」が喪失する系統はない。

ただし、放射性物質の放出リスク低減の観点から、気体廃棄物処理系の機器（活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク及び気体廃棄物処理設備の隔離弁）、固体廃棄物貯蔵庫、ベイラ及び雑固体焼却設備について、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。

4. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の火災区域設定

放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。火災区域については設置された構築物、系統及び機器の重要度に応じて火災の影響軽減対策を行う設計とする。放射性物質の放出リスク低減の観点から、気体廃棄物処理設備、固体廃棄物貯蔵庫及び雑固体焼却設備を設置する建屋、ベイラに対して、以下の要求事項に従って3時間以上の耐火性能を有する耐火壁で隣接する他の火災区域と分離する設計とし、その他の放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器の設置区域については、火災によりこれらの機能が喪失することはないが、隣接する他の火災区域と3時間以上の耐火性能を有するコンクリート壁により分離する設計とする。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

1.2 用語の定義

(11) 「火災区域」 耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域をいう。

2.3 火災の影響軽減

2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。

(3) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離されていること。

5. 火災感知設備の設置について

固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却設備、ペイラを設置する火災区域及び気体廃棄物処理系の機器（活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク及び気体廃棄物処理設備の隔離弁）を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく火災感知設備を設置する。設置する火災感知設備については、8条-別添1-資料5に記載のものと同等とする。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

(1) 火災感知設備

- ① 各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこれと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。）をそれぞれ設置すること。また、その設置に当たっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずること。
- ② 感知器については消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条4項に従い、感知器と同等の機能を有する機器については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方法により設置すること。
- ③ 外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ④ 中央制御室で適切に監視できる設計であること。

6. 消火設備の設置について

固体廃棄物貯蔵庫、雑固体焼却設備、ペイラを設置する火災区域及び気体廃棄物処理系を設置する火災区域に対しては、以下の要求事項に基づく消火設備を設置する。設置する消火設備の設置方針については、8条-別添1-資料6に記載のものと同等とする。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

なお、「2.2.1 (2) 消火設備」の要求事項を添付資料3に示す。

泊発電所 3号炉における「重要度分類審査指針」に基づく放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能並びに系統の抽出について

添付資料1

発電用海水型原子炉施設の重要度分類に関する審査指針		
分類	定義	機能
		機器、系統又は機器 燃料、系統又は機器 原子炉容器 蒸気発生器 冷却海水ポンプ 加圧器 原子炉冷却材小口径配管系（計装等の小口径配管、機器は除く。） 隔離弁 （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）
PS-1	その損傷又は故障により発生する事象によって、(a)炉心の重大な損傷、または(b)燃料の大量の破損を引き起すおそれのある機器、系統及び機器 1)原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 2)過剰反応度の印加防止機能 3)炉心形状の維持機能	原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 配管系（計装等の小口径配管、機器は除く。） 炉内計測出警 制御棒駆動装置圧力ハウジング 炉心 上部炉心支持板 上部炉心支持板、上部炉心支持板、上部炉心支持板、下部炉心板、下部炉心支持板、下部炉心支持板、下部炉心支持板 （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） 燃料集合体（燃料を除く。） 下部炉心支持板 （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）
		白発電3号炉 放電性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能 火災による機能影響 ^{※1}

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機能等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			治発電第3号炉		
分類	定義	機能	機器的、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能	
1)原子炉の緊急停止機能	原子炉が停止系の制御機能による系(制御棒クラスター及び制御棒遮蔽遮断系(スラム機能))	直接開通系 (制御棒) ・燃料集束体の制御機能内シングル 制御棒 クラスター系 内管	直接開通系 (制御棒) ・燃料集束体の制御機能 (トリップ機能)	（放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）	
MS-1	1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、残余熱を除去する。 2)未臨界維持機能 1)原子炉冷却圧力バウンダリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の影響を防止する構造物、系統及び機器	原子炉停止系(制御棒による系、化 学液体噴射装置及び非常用炉心冷却 系のほう水注入機能)	直接開通系 (化学液体噴射装置 内ほう水注入系) ・ポンプミニマムフローライン配管、井 戸のほう水注入 ・ほう水タンクヒータ 入系	直接開通系 (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)	
4)原子炉停止後の制熱機能	原子炉停止後の制熱機能を有する安全機能	加圧器安全弁(制機能) ・ポンプミニマムフローライン配管、井 戸のほう水注入系	直接開通系 (非常用炉心冷却 装置の内ほう水 注入系) ・ポンプミニマムフローライン配管、井 戸のほう水注入系	直接開通系 (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)	
	MS-2	4)原子炉停止後の制熱機能を有する安全機能	余熱除去設備(余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、配管及び手 モードのルートとなる範囲) ・主蒸気系、主給水系、主蒸 汽安全弁、主蒸気逃がし弁(手動逃 がし機能)	直接開通系 (余熱除去設備) ・ポンプミニマムフローライン配管、井 戸のほう水注入系	直接開通系 (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機能等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			治発電第3号戸 放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能	
分類	定義	機能	機器、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
			場助給水設備（電動場助給水ポンプ、タービン動場助給水ポンプ、場助給水ヒット、配管及び井）場助給水ポンプを介して主給水配管との合流部までの範囲）	火災による機能影響 ^{※1}
MS-1	1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、放射熱を除去し、原子炉冷却却圧力バウンダリの過圧を防止し、歎吸閥及び公害への過度の影響の影響を防止する構造物、系統及び機器	4)原子炉停止後の除熱機能	熱留熱を除去する系統（余熱除去系、場助給水系、蒸気免気器2次側隔離井までの主蒸気系・給水系、主蒸気通がし井（手動遮がし機能））	—
			直接開通系（場助給水設備）	（放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）
			主蒸気設備（蒸気免気器、主蒸気隔離井、主蒸気安全弁、主蒸気通がし井（手動遮がし機能）、配管及び井（蒸気発生器から主蒸気隔離井の間））	—
			給水設備（蒸気免気器、主給水隔離井、配管及び井（蒸気発生器から主給水隔離井の間））	—

※1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			治発電第3号炉	
分類	定義	機能	機器物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
			低圧注入系（余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器、燃料取替用ホースト、格納容器再充填ポンプ及び燃料取替用ホースト及び格納容器再充填サンプルから余熱除去ポンプ、余熱除去冷却器を経て1次冷却設備までの範囲）	火災による機能影響 ^{※1}
		直接噴射系 （高圧注入系）	・ポンプミニマムフローライン配管、弁 （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）	
MS-1	1)異常状態発生時に原子炉を緊急に停止し、放射熱を除去し、原子炉冷却圧力バウンスリの過圧を防止し、敷地周辺公衆への過度の射線の影響を防止する機器物、系統及び機器 5)が心冷却機能	非常用炉心冷却系（高圧注入系、高圧注入系、蓄圧注入系）	高圧注入系（燃料取替用ホースト、高圧注入ポンプ、配管及び弁（燃料取替用ホースト及び格納容器再充填サンプルを経て1次冷却設備までの範囲）、格納容器再充填サンプル）	
		直接噴射系 （高圧注入系）	・ポンプミニマムフローライン配管、弁 蓄圧注入系（蓄圧タンク、配管及び弁（蓄圧タンクから1次冷却設備までの範囲））	
			管合流部までの範囲）	

※1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評面した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針		
分類	定義	機能
		<p>機器物、系統又は機器 器搬入口</p> <p>原子炉格納容器（格納容器本体、貫通部（ベネットレーション）、エアロック、機 器搬入口）</p> <p>アニユラス</p> <p>原子炉格納容器隔壁及び格納容器バウダリ配管</p>
		<p>○</p> <p>原子炉格納容器スブレイ設備（燃料取扱用水ヒット、格納容器スブレイポン プ、格納容器スブレイ冷却器、よう素給去装置タンク、スブレイエイダクタ、ス ブレイリリーフ、スブレイブル、スブレイポンプ、配管及び弁（燃料取扱用水ヒット及び格納容 器再循环ポンプから格納容器スブレイポンプ、格納容器スブレイ冷却器を経て スブレイリングヘッドまでの範囲。よう素給去装置タンクからスブレイエイダ クタを経て格納容器スブレイポンプまでの範囲。）</p> <p>アニュラス空気淨化装置、可燃 性ガス濃度制御系</p>
MS-1		<p>①異常状態発生時に原子炉を 緊急に停止し、放射熱を除去 し、原子炉冷却圧力バウン スリの過圧を防止し、緊急地 震時の射線の影 響を防止する機器物、系統及 び機器</p> <p>⑥放射性物質の閉じ込め機 能、放射線の遮へい及び放 出抑制機能</p>
		<p>○</p> <p>アニュラス空気浄化設備（アニュラス空気浄化フィルタユニット、アニュラス 空気浄化ファン、ダクトホイダンバ）</p> <p>直接噴霧系 (アニュラス空気 浄化設備)</p> <p>逆へい設備 (外部送へい室)</p>

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			治発電第3号炉	
分類	定義	機能	機器、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
		1) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	「原子炉保全系への作動信号の発生機能」 ・原子炉保全系の安全保護回路 〔工学的安全施設への作動信号の発生機能〕 ・非常用回路部設置機器の安全保護回路 ・原子炉格納容器スブレー作動の安全保護回路 ・主蒸気ライン保護の安全保護回路	（放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）
MS-1	2) 安全上必須なその他の機器、系統及び機器	2) 安全上特に重要な防護機能	非常用交流電源設備（ディーゼル機関、ディーゼル発電機から非常用負荷までの配電設備及び電格）	
		MS-1	直接開通系 （非常用交流電源設備） 中央制御室及び中央制御室窓へい 中央制御室空調装置（消防防護機器及び有毒ガス防護機器）（中央制御室非常用換気装置、中央制御室給気ファン、中央制御室冷却水塔、直結用圧縮空気装置（いずれも、MS-1関連のもの） 原子炉冷却水設備（原子炉冷却水塔、原子炉冷却水冷却塔、MS-1開通機器への冷却助走ラインの範囲） 直接開通系 （原子炉冷却水設備）	（放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能） — （放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）

※1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用海水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			
分類	定義	機能	機器的、系統又は機器 放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
MS-1	2) 安全上必須なその他の構築物、系統及び機器	<p>非常用所内電源系、制御室及びその差へい・換気空調系、原子炉冷却系、原子炉水系、原子炉冷却水注入系、原子炉冷却水、原子炉冷却水ポンプ出口ストレーナ（異物除去機能を有する部分）・給水塔（屋外・屋内含む）</p> <p>非常用直流電源設備（蓄電池、蓄電池から非常用負荷までの配電設備及び電路（MS-1開通））</p> <p>計測用交流電源設備（蓄電池から非常用計測用設備までの配電設備及び電路（MS-1開通））</p> <p>制御用空氣設備（制御用空気圧縮機、配管及び弁（MS-1開通機能への制御用空氣供給ラインの範囲））</p>	<p>原子炉冷却系海水設備（原子炉冷却系海水ポンプ、原子炉冷却海水入口ストレーナ、原子炉冷却海水注入装置、配管及び弁（MS-1開通機能への海水供給ライン））</p> <p>直接開放系（原子炉冷却海水設備）</p> <p>（放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）</p>
PS-2	1) その損傷又は故障により発生する事象によつて、核心炉心の大容量の放射性物質がバウンダリから除外されるに至る過度のもの及びバックグラウンドをもつている計装等の小口辻の放射能測定のねそれのある構築物、系統及び機器	<p>1)原子炉冷却材を内蔵する構造（ただし、核心炉心の大容量の放射性物質がバウンダリから除外されるに至る過度のもの及びバックグラウンドをもつている計装等の小口辻の放射能測定のねそれのある構築物、系統及び機器</p>	<p>化学体制御設備（同生熱交換器、余剰冷却器、非再生冷却器、冷却材供給装置、冷却材供給部、冷却材イオノ脱塩塔、冷却材供給入口ロフィタ、冷却材フィルタ、冷却材タンク、冷却材注入フィルタ、冷却材注入ポンプ、封水ストレーナ、封水冷却器、配管及び弁）</p> <p>（放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能）</p>

※1 各系差から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要素を個別に評面した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			
分類	定義	機能	機器、系統又は機器
			放射性ガスサーチャンクは金属等の不燃性材料で構成する機器品 であるため、火災による機能喪失を考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が 及ぶおそれはない。また、ガスサーチャンクの空気作動弁はフェルクローズバルブであり、火災に よって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無効となり当該弁が自動的に閉止す る。万一千、当該弁が空気作動弁によって機能不可地あり、下流の 放出ラインの空気作動弁及びダンババは、単一の火災によって放射性物 質が放出されることがない。上流のガスサーチャンクの空気作動弁以外の空気作動弁、電動弁につ いてもフェルクローズバルブ計り、火災によって機能可能なことから、他の空気作動弁によつて機能喪失となり、井本体は金等の不燃性材料で構成されたり、火災による 機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能を及ぶおそれはない。ただ し、異なる放射性物質貯蔵点から活性炭式希ガスホールドアップ装置、ガスサー ジタンク及びガスサーチャンク遮蔽弁を設置する整備も火災区域として設定し、火災の発生防止対 策、火災の感知・消火対策及び警報滅装置を設置する。
		放射性ガスホールドアップ装置、ガスサーチャンク	○ (活性炭式希ガスホールドアップ装置及びガスサーチャンクは金属等の不燃性材料で構成する機器品 であるため、火災による機能喪失を考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能に影響が 及ぶおそれはない。また、ガスサーチャンクの空気作動弁はフェルクローズバルブであり、火災に よって当該弁の電磁弁のケーブルが機能喪失すると電磁弁が無効となり当該弁が自動的に閉止す る。万一千、当該弁が空気作動弁によって機能不可地あり、下流の 放出ラインの空気作動弁及びダンババは、単一の火災によって放射性物 質が放出されることがない。上流のガスサーチャンクの空気作動弁以外の空気作動弁、電動弁につ いてもフェルクローズバルブ計り、火災によって機能可能なことから、他の空気作動弁によつて機能喪失となり、井本体は金等の不燃性材料で構成されたり、火災による 機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を貯蔵する機能を及ぶおそれはない。ただ し、異なる放射性物質貯蔵点から活性炭式希ガスホールドアップ装置、ガスサー ジタンク及びガスサーチャンク遮蔽弁を設置する整備も火災区域として設定し、火災の発生防止対 策、火災の感知・消火対策及び警報滅装置を設置する。
PS-2	②原子炉冷却材圧力バウン ダリに直結接続されていないものであつて、放射性物 質を貯蔵する機能	1)その機器又は設備により発 生する事象によつて、炉心の 著しい損傷又は燃料の大量の 液漏を直ちに引き起さずおそ はれないが、燃料棒への過度 の放射性物質の放出のそれ のある機器、装置及び機器	○ (使用済燃料ビックト(使用済燃料ラックを含む)、新燃料貯蔵庫はコンクリート・金属等の不燃性 材料で構成する機器であるため、火災による機能喪失は考えにくく、火災によって放射性物質を 貯蔵する機能が及ぶおそれはない。)
	③燃料を安全に取り扱う機 能	3)燃料取扱設備	○ (放射性物質の貯蔵又は閉じ込みに係わらない機能)
	④通常運転時及び断続的の異 常な過渡変化時に動作を要求 されるものであつて、その故 により、炉心冷却が保たわ れる可能性の高い機器、系 統及び機器	1)安全弁及び逃がし弁の吹 き止まり機能	○ (放射性物質の貯蔵又は閉じ込みに係わらない機能)
		2)通常運転時及び断続的の異 常な過渡変化時に動作を要求 されるものであつて、その故 により、炉心冷却が保たわ れる可能性の高い機器、系 統及び機器	○ 加圧器安全弁(吹き止まり機能) ・燃料取扱機チャネル ・電子制御チャネル ・キーストリップ ・燃料検査ピット
			○ 加圧器安全弁(吹き止まり機能) ・燃料取扱機チャネル ・電子制御チャネル ・キーストリップ ・燃料検査ピット

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込みに係わるために必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針					
分類	定義	機能	機器物、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能	火災による機能影響 ^{※1}
MS-2	1)PS-20機器物、系統及び機器の爆発又は放電により敷地周辺公衆に与え、放散軌跡の影響を十分小さくするようとする機器物、系統及び機器	1)燃料ブール水の補給機能	使用済燃料ビット補給水系 ・燃料取替用ポンプ ・燃料取替用ポンプ・配管及び井 ・燃料取替用ポンプから燃料取替用水ポンプを経て、使用済燃料ビットまでの範囲)	○	(火災によって使用済燃料ビット補給水系が機能喪失しても、使用済燃料ビットの水位が選へい水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間、井の手動操作によって機能を復旧することができる。一方、火災によって使用済燃料ビット水の場所機能に影響が及ぶおそれはない。)
		2)放射性物質放出の防止機能	放射性物質処理系の隔壁井、 燃料集合体落下事故時放射能放出を 遮断する系、排気管（漏れ遮断）	○	○ (气体発電物处理設備の隔壁井はフェイルクローズ設計であり、火災によって当該隔壁井のケーブルが機能喪失すると運動用空気弁となり目的に閉止する。万一、当該弁が動作した場合でも、同一の火災によって隔壁可能であり、下流の放出 チューンの空気作動弁及びダンバーによっても隔壁可能であることから、单一の空気作動弁によって隔壁可能されることはない。ただし、更なる放射性物質放出リスクの低減の観点から气体発電物处理設備の隔壁井を設置する建屋を火災区域として設定し、火災の発生防止対策、火災の感知・消火対策及び影響評価方針を実施する。)

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機能等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			治発電第3号戸 放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能	
分類	定義	機能	機器、系統又は機器	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
			<ul style="list-style-type: none"> ・中性子周波域中性子率 ・原子炉トリップ遮断器の状態 ・ほう素濃度（サンプリング分析） ・1次冷却圧力 ・1次冷却最高温側温度（広域）及び1次冷却最低温側温度（広域） ・加圧器水位 ・燃料容器正圧 ・燃料容器高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・燃料容器高レンジエリアモニタ（高レンジ） 	ノ火災による機能影響 ^{※1}
			<p>【低温停止への移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却圧力 ・1次冷却最高温側温度（広域）及び1次冷却最低温側温度（広域） ・加圧器水位 	—
				(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			<p>【蒸気発生器の保護機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器水位（広域） ・ほう素水位 ・1次冷却最高温側温度（広域）及び1次冷却最低温側温度（広域） ・加圧器水位 	—
				(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			<p>【蒸気発生器の制御機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器水位（接続） ・蒸気発生器水位（接続） ・補助給水イン流量 ・蒸気発生器水位（接続） ・蒸気発生器水位（接続） ・主蒸気ライン圧力 ・補助給水ポンクト水位 	—
			<p>【再沸騰モードへの切替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱水ピット水位 ・燃料容器保護サンプル水位（接続） 	—
			<p>【加圧器過給弁（手動開閉機能）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器過給弁ヒータ（後備ヒータ）、加圧器過給弁ヒータ（手動開閉機能） ・加圧器過給弁ヒータ（手動開閉機能） ・加圧器過給弁ヒータ（手動開閉機能） 	—
				(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
MS-2	1)事故時のプラント状態の把握機能		<p>【再沸騰モードへの切替】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取扱水ピット水位 ・燃料容器保護サンプル水位（接続） 	—
MS-2	2)異常状態への対応上特に重要な機器、系統及び機器		<p>【加圧器過給弁（手動開閉機能）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器過給弁ヒータ（後備ヒータ）、加圧器過給弁ヒータ（手動開閉機能） ・加圧器過給弁ヒータ（手動開閉機能） ・加圧器過給弁ヒータ（手動開閉機能） 	—
MS-2	2)異常状態への対応上特に重要な機器、系統及び機器		<p>【中央制御室外からの安全停止機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御室外からの安全停止装置（完全停止に閲道するもの） 	—
MS-2	3)制御室外からの安全停止機能			(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)

※1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評面した結果を添付資料2に示す。

発電用海水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			
分類	定義	機能	機器物、系統又は機器
		原子炉冷却材保有機能 (PS-1, PS-2以外のもの)	原子炉冷却材圧力バウンダリから離 かされる計装等の小口径配管、井 戸、試料採取設備の配管、井 戸、ドレン配管及び井 戸、ヘント配管及び井 戸、海水細材ポンプ
		原子炉冷却材の搬運機能	化学供給制御設備 (海水注入系、1次冷却材ポンプ・スタンダードパイプ、配管、井 戸)
		1)異常状態の起因機となる ものであって、PS-1及びPS- 2以外の機器物、系統及び機 器	液体廃棄物処理設備 (加圧器過剅化装置、格納容器サンク、格納容器サントン、廃液貯蔵ビッ ト、冷却材貯蔵タンク、格納容器冷却取付、レンタンク、補助貯蔵サンプタン ク、先導水タンク、先導水蓄留水タンク、洗浄排水濃縮装置タンク、廃液 蓄留タンク、酸液タンク、酸液ドレンタンク、濃縮タンク)
		3)放射性物質の貯蔵機能	固体廃棄物処理設備 ・使用済燃料貯蔵タンク
			放射性物質の貯蔵機能 ベントリの小さいもの
			新燃料貯蔵庫 新燃料ラック

※1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に對して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を別に評価した結果を添付資料2に示す。

※2 ベイラは加圧駆動装置であり多量の作動油を内包している設備であること、複固体制換却設備は可燃性固体及び油等を換却處理する設備であることから、火災の発生を考慮し、火災防護対象機器として選定しているため記載している。

分類			定義		機能		機器物、系統又は装置		放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能		治癒電源3号炉 ノ火災による機能影響 ^{※1}	
							全電機及び回路機装置（発電機、励磁装置）					
							直接閉塞系 （発電機及びその 励磁機装置）	・タービン発電機回子冷却冷却水系 ・タービン発電機ガス系 ・タービン発電機密封油系				
							蒸気タービン・主タービン・主要弁、配管）					
							直接閉塞系 （蒸気タービン設 備）	・主蒸気設備（主蒸気、駆動用 蒸気、タービン制御系 ・タービン潤滑油系				
							復水設備（復水器、復水ポンプ、循環水泵送、配管、弁）					
							直接閉塞系 （復水設備）	・復水器空気抽出系（機械式空気抽出系、配管、弁） ・冷却水設備（屋外トレンチを含む）				
							給水設備（電動主給水ポンプ、タービン主給水ポンプ、給水加熱器、配管、弁）					
							直接閉塞系 （給水設備）	・直接用蒸気				
							主蒸気系（隔離弁以前）、給水系 （隔離弁以前）、送電源、変圧器、 開閉所	（給水設備） 所内電源系統（MS-1以外）				
							4)電源供給機能（非常用主 電源）	・主蒸気又は外部電源系から所内負荷までの配電設備及び電 路（MS-1開通以外）				
							1)異常状態の起因事象となる ものであって、PS-1及びPS- 2以外の機器物、系統及び機 器	直流水源設備（蓄電池、蓄電池から常用負荷までの配電設備及び電 路以外）				
							4)電源供給機能（非常用主 電源）	計測用電源設備（発電機から常用計測装置までの配電設備及び電 路（MS-1開通以外））				
							PS-3	制御用電源設備				
								制御用電源設備				
								送電線				
								変圧器（主変圧器、所内変圧器、予備変圧器、後備変圧器、電能 直流通路系 （変圧器）				
								直流通路系 （変圧器）	・活性化防止装置 ・冷却装置			
								発電機負荷制限器				
								開閉所（母線、遮断器、断路器、電路）				

※1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防対象の要素を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			
分類	定義	機能	沿岸電源3号炉
		機能	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
	5)プラント計測・制御機能 (安全保護機能を除く)	原子炉制御系、原子炉計量、プロセス計量 原子炉計量の一部 プロセス計量の一部	ノ火による機能影響 ^{*1} — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
PS-3	1)異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びGPS-2以外の機器、系統及び機器 6)プラント運転場の機能	場防蒸気設備（蒸気供給系配管、並含む場防蒸気ドレンタンク、場防蒸気コンバータ給水ポンプ、ステムコンバータ給水ポンプ、ステムコンバータ給水タンク） 直接開通系 ・補給水（ステムコンバータのみ） (場防蒸気設備) 制御用圧縮空気設備（MS-1以外） 原子炉冷却剂給水設備（MS-1開通以外）（配管、弁） 軸受冷却設備（軸受冷却水ポンプ、熱交換器、配管、弁） 直接開通系 ・タンドバイブ 給水処理設備（配管、弁） 直接開通系 2次系統水タンク (給水処理設備) 1)核分裂生成物の原子炉冷却 部中の放射防止機能 燃料保管	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能 — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能) — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能) — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能) — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能) — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能) — (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
	2)原子炉冷却材中放射性物質濃度を通常運転時と比較しない程度に低く抑える構造物系統及び機器	化学体積制御設備（体積制御タンク、再生熱交換器（胴別）、非再生冷却器（管別）、冷却材温度式脱泡器、冷却材流量計、冷却材脱泡塔、冷却材閥門配管、弁） フィルタ、冷却材フィルタ、抽出設備閥門配管、弁）	— (放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針		
分類	定義	機能
		燃焼物、系統又は機器 直接開放系 (加圧器通が「弁 (自動操作) 直接開放系 (加圧器逃がし弁・加圧器から加圧器逃がし弁までの配管 (自動操作))
1)原子炉圧力上昇の緩和機能	加圧器逃がし弁 (自動操作)	加圧器逃がし弁 (自動操作)
2)出力上昇の抑制機能	ターピンランバック系制御機引抜組 止インターロック	ターピンランバックインターロック 制御棒引抜阻止インターロック
MS-3 1)運転時の異常状況測定変化があってもMS-1、MS-2とあって、事象を監視する機器、系統及び機器 3)原子炉冷却材の漏洩機能 4)原子炉冷却材の再循環流	化学供給設備の充てん系、1次冷却系補給水設備	ほう酸処理タンク ほう酸混合器 ほう酸塗装配管、弁 1次系海水タンク、配管、弁 1次系補給水タンク
	PWRには対応機能なし。	直接開放系 (1次系循環水ポンプミニマムフローライン配管、弁 ンフ)
	—	ターピン保安装置 ^{※3}
	—	主蒸気止め弁 (防爆能) ^{※3}

*1 各系統から抽出された安全機能を有する機器等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。
 *3 添付資料十の「運転時の異常な過渡変化」のうち、「蒸気発生器への過剰給水」解析において「ターピントリッフ」を影響緩和のための安全機能として期待しているが、火災防護上、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能には該当しない。

発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する基準指針			治発電第3号戸 放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能	
分類	定義	機能	機械物、系統又は装置	放射性物質の貯蔵又は 閉じ込めに必要な機能
			直接開通系 (緊急時対策所)	直接開通系 (緊急時対策所) ・情報収集設備 ・遮断・遮格設備 ・資材及び器材
			蒸気発生器ノローダウサンライン(サンプリング機能を有する装置)	
			試料採取設備(異常時に必要な機能を有する配管、井(原子炉冷却材放射性物質濃度サンプリング分析))	
			通信遮断設備 -1つの専用回路を含む複数の回路を有する通信遮断設備 放射線監視設備	(放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに係わらない機能)
			原子力発電所緊急時対策所、試料採取系、遮断遮格設備、放射性監視設 備、事故監視計器の一部、消火系、安全通路等、非常用照明 原子炉計装の一部	
			消防設備(水消火設備、泡沫消火設備、二酸化炭素消火設備)	
			直接開通系 (消防設備) ・ポンプ冷却水 ・ろ過水タンク ・火災検出装置(送信機合む) ・消火栓、防火ダム、耐火壁、隔壁(消防設備の機能を維持・担保するため必要なもの)	
			安全通路	
			直接開通系 (消火設備)	
			非常用照明	

※1 各系統から抽出された安全機能を有する装置等に対して、放射性物質の貯蔵又は閉じ込めに必要な機能への影響を考慮し、火災防護対象の要否を個別に評価した結果を添付資料2に示す。

添付資料 2

泊発電所 3号炉における
放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を達成
するための機器リスト

※ 以下の対策を実施する設計とする。

- ① 火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策
- ② 消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策

系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考
気体廃棄物処理系	活性炭式希ガスホールドアップ塔、ガスサージタンク	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって、放射性物質を貯蔵する機能	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。
	ガスサージタンク 隔壁弁		①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。
使用済燃料ピット	使用済燃料ピット (使用済燃料貯蔵ピットを含む)	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
加圧器逃がしタンク	容器	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
液体廃棄物処理系	タンク、サンプ、ピット		②	当該の系統の機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	空気作動弁	放射性物質の貯蔵機能	②	当該弁はフェイルクローズ設計であり、自動的に閉止する。また、万一の誤作動を想定した場合であっても、他の系統に接続されているラインについては放射性物質が系外に放出されることはない。さらに、下流の放出ラインに設置されている空気作動弁は直列に設置されており、単一の誤作動によって放射性物質が放出されることはないとから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。

※ 以下の対策を実施する設計とする。

- ① 火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策
- ② 消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策

系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考
固体廃棄物処理系	使用済樹脂貯蔵タンク、セメント固化装置	放射性物質の貯蔵機能	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
	固体廃棄物貯蔵庫、ベイラ、雑固体焼却設備		①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。
新燃料貯蔵庫	新燃料貯蔵庫	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
原子炉格納容器	容器		②	当該機器は不燃材で構成されており、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
アニュラス	アニュラス	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	②	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。
原子炉格納容器隔壁弁	空気作動弁、電動弁、安全弁		②	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。

※ 以下の対策を実施する設計とする。

- ① 火災防護に係る審査基準に基づく火災防護対策
- ② 消防法又は建築基準法に基づく火災防護対策

系統又は設備名称	機器	機能	対策	備考
格納容器スプレイ系	配管、電動弁、冷却器、ピット、タンク、サンプ、ポンプ	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	②	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。
アニュラス空気浄化系	フィルタユニット、ファン、ダクト、ダンパ	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	②	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持する機能を有する機器等に火災防護対策を実施することにより、火災により想定される事象が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であり、放射性物質が放出されるおそれはない。
燃料取替用水系	ピット、ポンプ	燃料プール水の補給機能	②	当該系統の機能が喪失しても、使用済燃料ピットの水位が遮へい水位まで低下するまでに時間的余裕があり、その間に弁の手動操作等によって機能を復旧することができるところから、火災により放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能に影響を与えるものではない。
放射性廃棄物処理系の隔離弁	空気作動弁	放射性物質放出の防止機能	①	火災時における放射性物質の放出リスク低減の観点から、「火災防護に係る審査基準」に基づく火災防護対策を実施する。

添付資料 3

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」

(抜粋)

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（抜粋）

2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

(2) 消火設備

① 消火設備については、以下に掲げるところによること。

- a. 消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。
 - b. 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。
 - c. 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。
 - d. 移動式消火設備を配備すること。
 - e. 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
 - f. 消火設備は、故障警報を中心制御室に吹鳴する設計であること。
 - g. 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。
 - h. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。
 - i. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。
 - j. 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。
- ② 消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。
- a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計である

- b. 2 時間の最大放水量を確保できる設計であること。
- c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共に用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。
- d. 管理区域内での消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。

(参考)

(2) 消火設備について

- ①-d 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第83条第5号を踏まえて設置されていること。
- ①-g 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の单一故障により、同時に機能を喪失しないことをいう。
- ①-h-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。
上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。
- ①-h-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。
- ②-b 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。
なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会（NRC）が定める Regulatory Guide 1.189 で規定されている値である。
上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189 では 1,136,000 リットル（1,136m³）以上としている。